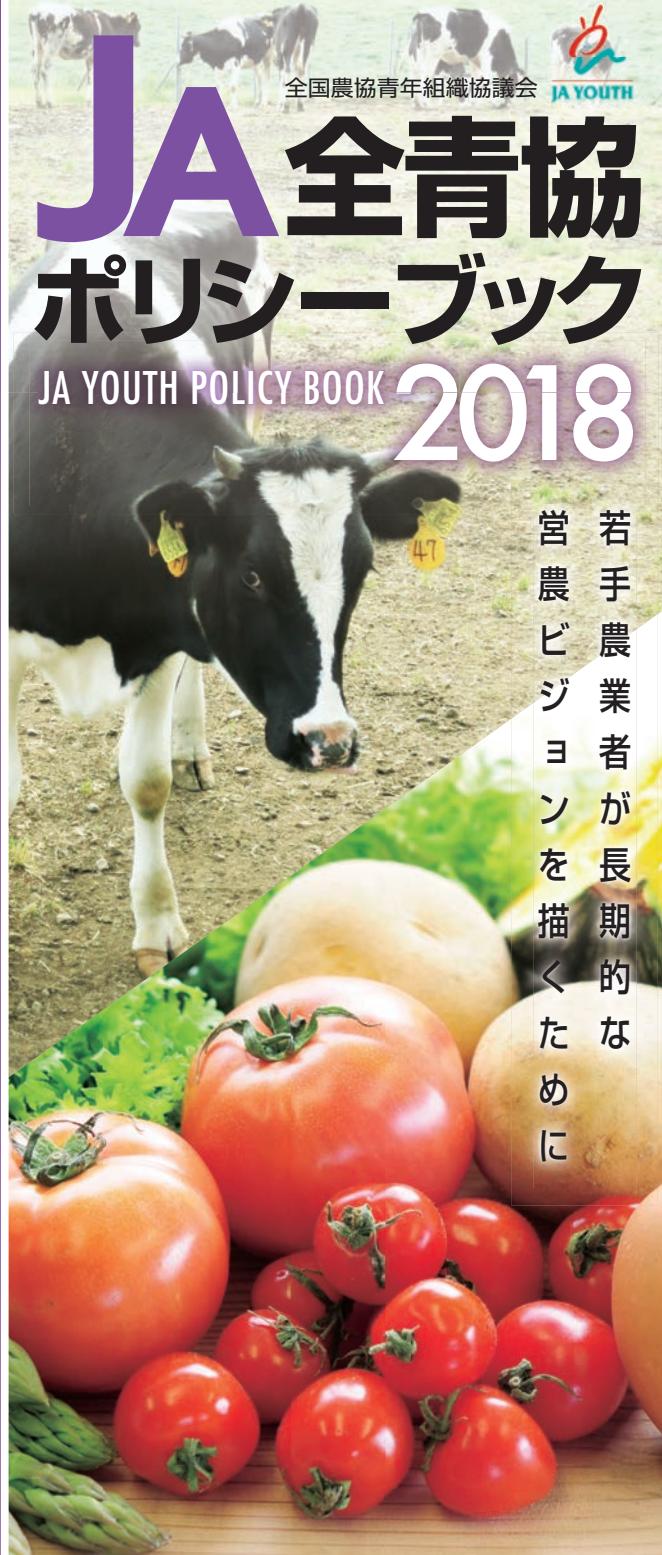


全国農協青年組織協議会 JA YOUTH



JA全青協 ポリシーブック JA YOUTH POLICY BOOK 2018

若手農業者が長期的な
営農ビジョンを描くために



「JA全青協ポリシーブック2018」の策定にあたって

全国農協青年組織協議会
会長 水野喜徳



JA青年組織によるポリシーブック作成の取り組みを開始して、今年で8年が経過しました。ポリシーブックは、我々の活動指針でもあり、政策提言集でもある、まさに青年組織の活動の核となるものです。この取り組みは、米国農業団体のロビинг活動を参考として誕生しましたが、JA青年組織のポリシーブックについては、「自助」「共助」「公助」の考え方を基本に、たんなる要請ではなく、盟友自らも課題解決に取り組む姿勢を示していることが大きな特徴です。JA全青協版ポリシーブックについても、全国のJA青年組織、盟友が真摯に課題と向き合い、寄せられた声をもとに作成を行っています。今回も、多くのJA青年組織盟友および関係各位が議論を尽くし、JA全青協ポリシーブック2018が完成いたしました。改めて、作成に尽力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

昨今農業を取り巻く情勢は、国際自由貿易交渉の進展や農業政策の見直しにより、大きく変動しています。さらに、農協改革の議論については、政府の農協改革集中推進期間終了が1年後に迫っており、今後は改革の成果が問われる時期となっています。このような情勢の中、将来にわたって営農を継続できる環境を作るためには、日本農業の未来を担うわれわれ若手農業者自身が声をあげていかなくてはなりません。ポリシーブックを通じ、若手農業者の想いを組織内外に伝えていくこと、そして、我々自身もポリシーブックを基軸として結集力を高めることによって、組織活動をさらに前進させていこうではありませんか。

全国各地で、担い手不足が問題となっています。それは、農業に限った話ではありません。だからこそ、我々若手農業者こそが地域社会を支えていくのだという自覚を持ち、全国各地のJA青年組織が、工夫を凝らした活動をしていくことが重要です。とはいえ、農業者だけでは解決できないこともあります。農業にとどまることなく、他業種や地域住民と協力し、知恵を出し合いながら、それぞれの地域を維持・発展させていきましょう。ポリシーブックには我々の夢や希望が表現されています。その夢や希望を地域と共有することが、新たな取り組みのきっかけとなります。一人でも多くの盟友が、ポリシーブックを活用して希望を叶えていけることを願い、冒頭の挨拶といたします。



JJA全青協ポリシーブックの取り組み経過

平成21年度

| | |
|----|---------------------------|
| 2月 | キックオフ 第56回JA全国青年大会 |
| 3月 | 米国視察 ワシントンDC他 JA全青協執行部 |

平成22年度

| | |
|------|--|
| 7~8月 | ポリシーブック作成 モデル取り組み JA北海道青協 上川、十勝、根室地区 |
| 8月 | 取り組み決定 第2回委員長・事務局合同会議 |

平成23年度

| |
|---|
| 都道府県版、 単組版ポリシーブックの作成 各県域青年組織、単位青年組織 |
|---|

平成24~26年度

| | |
|---|---------------------------|
| 都道府県版、 単組版ポリシーブックの改訂 各県域青年組織、単位青年組織 | |
| 11月 (平成24年度) | 米国視察 ワシントンDC他 JA全青協執行部 |
| 12月 | 都道府県版ポリシーブック の取りまとめ |
| 1~2月 (平成25、26年度) | 全国版ポリシーブック 総括・改訂委員会の開催 |
| 3月 (平成25、26年度) | ポリシーブック全国大会 |

平成27~29年度

| | |
|--------------------|--|
| 5月 | JA全青協版 ポリシーブック完成・配付 |
| 7月~ (平成28、29年度) | ポリシーブック作成 支援事業の展開 |
| 8・9月 | 全国ポリシーブック研修会 各県域青年組織、単位青年組織 |
| 8月~ | 全国版ポリシーブック 総括・改訂委員会の開催 |
| 12月 | 都道府県版ポリシーブック の取りまとめ |
| 1月 (平成28、29年度) | 米国視察 |
| 2月 | ポリシーブック発表大会・ パネルディスカッション (JA全国青年大会2日目) |
| 3月 | ポリシーブック総会 |

平成30年度

| | |
|---|---------------------------|
| 5月 | JA全青協版(2018) ポリシーブック完成 |
| 都道府県版、 単組版ポリシーブックの改訂 各県域青年組織、単位青年組織 | |
| 予定 9月 | ポリシーブック 研修会の開催 |
| 予定 12月 | 都道府県版ポリシーブック の取りまとめ |
| 予定 3月 | ポリシーブック2019総会 |

CONTENTS

| | | | |
|-----------|--------------------------|-----------------------|----|
| 01 | JAの自己改革の実現に向けて | <small>重複実施項目</small> | 01 |
| 02 | 国際自由貿易交渉について | | 03 |
| 03 | 農業政策全般 | | 05 |
| 1. | 中長期的な農業経営計画の実現に資する政策について | | 05 |
| 2. | 若手農業者が求める制度・政策について | | 06 |
| 3. | 農業者が利用しやすい政策・制度の実現について | | 07 |
| 4. | 食料自給率向上について | | 08 |
| 5. | 食料品・農畜産物の消費税対応について | | 09 |
| 04 | 作目別の課題 | <small>重複実施項目</small> | 10 |
| 1. | 水田農業について | | 10 |
| 2. | 青果について | | 12 |
| 3. | 畜産・酪農について | | 13 |
| 4. | 都市農業について | | 15 |

重複実施項目は平成30年に特に重点的に取り組むべき課題として、
平成30年3月にポリシーブック2018総会で決定いたしました。

| | |
|--|----|
| 05 農業経営 | 17 |
| 1. 担い手(新規就農者・後継者)対策について | 17 |
| 2. 労働力対策について | 19 |
| 3. 販売力強化について | 20 |
| 4. 生産資材(肥料・農薬・燃料・農業機械等)の安定供給について | 22 |
| 5. 営農指導・部会組織の強化について | 23 |
| 6. 多発する自然災害への対策について | 24 |
| 7. 農作業安全確保について | 25 |
| 06 地域活性化 | 26 |
| 1. 耕作放棄地対策について | 26 |
| 2. 中山間地の農業について | 28 |
| 3. 鳥獣害対策について | 29 |
| 4. 地産地消の取り組みについて | 30 |
| 07 食と農の理解促進 重点実施項目 | 31 |
| 08 食の安全確保対策 | 33 |
| 09 震災復興から飛躍へ | 35 |
| 10 JA青年組織強化 重点実施項目 | 37 |
| | |
| JA全青協の概要 | 39 |
| ポリシーブックとは？ | 40 |
| 行動目標としてのポリシーブック | 41 |
| 政策提案としてのポリシーブック | 41 |

01

JAの自己改革の実現に向けて

重点実施事項

基本的な考え方

- ▶ JAグループは自主・自立の協同組合であるため、組合員の意思に基づいた自己改革の実現に取り組む。
- ▶ 第27回全国大会の決議内容には、青年部からの意見を反映したものも多く、青年部盟友はJAグループと一体となって、大会決議の実現に取り組む。また、その結果を踏まえ、第28回全国大会以降の議論にも青年部の意見をしっかりと反映できるように取り組む。
- ▶ JAグループの役職員は、わがJAという自信と誇りを持ち、地域に根差した組織としての意義・役割を認識しながら、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」に取り組む。
- ▶ そして、今後のJAグループの組織のあり方について、これからJA経営を担う我々のような若い担い手農業者が自らの責任として考えJAへの積極的な経営参画を通じて若手の意見をJA事業に反映していく。
- ▶ 若手農業者の意見をJA事業に反映するため、青年組織が未組織となっているJAについては、すみやかに組織化に向けて取り組む必要がある。
- ▶ JAグループ各連の取り組みに関しては、事業連ごとの縦割りではなく、JAグループの総合力を生かした事業となるよう取り組み、組合員の利益最大化につとめる。

課題

ISSUES

- JAの生産資材価格が高い・販売価格が安いという理由で商系へシフトしている組合員が多いが、JAグループが行っている「取りまとめ購買」や「一元集荷販売」などの理念や仕組みなどが組合員に理解されていない場合がある。
- JA事業の運営には、JA職員の協力のもと、積極的に組合員の意見を反映していく必要がある。
- JA事業については、様々な事業間の連携が取れていない場合が散見され、組合員が総合事業のメリットを実感できていない。
- 組合員の自主的な組織であるJAについて、一部の偏った表現・報道などにより、国民に誤解が広がっており、組織運営に介入するような意見もしばしば聞かれる。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 改めて自分たちの組織として認識するため積極的に学習会などを行う。
- 組合員の情報源の一つはJA職員であることを意識し、さらなる連携強化を図る。
- JAの事業利用に努め、正組合員化などを通じてJA運営に積極的に参画する。
- JAとの定期的な意見交換会・会議などで青年部の意見を発信していく。
- JA運営に青年農業者の考えを反映できるよう、青年部枠だけではなく地域からも理事・総代への就任を目指す。

●JAと一体となった取り組み

- 青年農業者とJA役職員との徹底した話し合いにより、系統組織の存在意義や生産現場の理解促進などを行い、互いの意識を高めあう。また、TAC・担い手サポートセンター等出向く体制を活用し、JAグループの取り組みについてメリットや意義等を直接組合員へ伝える取り組みを行う。
- TAC・担い手サポートセンターなどの出向く体制を強化し、日常的に組合員の意向を把握するとともに、JA・JAグループ内で情報の共有を行い、ワンストップ型の支援体制を構築する。
- 県域、全国域において各事業連の協力体制を築き、各事業の相乗効果が十分發揮されるよう取り組みをすすめる。
- 組合員との連携強化や組織活性化のため、SNSやJA広報誌、マスメディアなどを積極的に有効活用する。
- 制度・政策を十分に把握し、担い手に積極的に提案できる人材を育成する。
- 大会決議の実践に向け、進捗管理(いつ・誰が・どこまでやるかの明確化)を実施する。
- 青年組織未組織JA、県域組織未加入組織については、JAとともに働きかけを行い、若手農業者の結集軸を確保する。
- 役員・総代や生産部会の体制等について、青年組織の意見を積極的にJA運営に反映できる仕組み作りを行う。

●行政に提案・要望すること

- 生産現場の実態を捉えず、単に協同の理念を崩壊させるような提言は控え、JAグループの自己改革については、政府・与野党などが十分認識・尊重したうえで、必要な支援に応えていただくよう強く要望する。

▶参考：JAグループの自己改革実践スケジュール

資料提供：JA全中

| 年度 | 主な出来事(想定も含む) | JA大会決議・自己改革 | | |
|--------------|---|-------------------------|--------------------------------------|--|
| | | 戦略策定・先行実施期間 | 集中実践期間 | 「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立 |
| 26 (2014) | 営農・経済革新プラン 「JAグループ自己改革について」 「農協改革」 | 政府 ..農協改革集中推進期間 | 自 己 改 革 集 中 期 間 | ●「営農・経済改革実践運動」における自己改革の先行実施 |
| 27 (2015) | 8月 改正農協法成立 10月 第27回JA全国大会 | 政府 ..農協改革集中推進期間 | 第27回大会実践期間 | ●第27回JA全国大会の重点実施分野(=自己改革)の集中実践 ●「農業者の所得増大」等に組織一丸の取り組み |
| 28 (2016) | 4月 改正農協法施行 9月 魅力増す農業・農村の提案 11月 農林水産・地域活力プラン 3月 全農年次計画の策定 | 政府 ..農協改革の実行状況等の調査期間 | 第27回大会実践期間 | 「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立 |
| 29 (2017) | 4月 魅力増す農業・農村の具体策 | 政府 ..農協改革の実行状況等の調査期間 | 第28回大会実践期間 | ●第27回JA全国大会の重点実施分野の実践結果をふまえ、さらなる取り組みを検討・展開 |
| 30 (2018) | (第28回JA全国大会) | 政府 ..農協改革の実行状況等の調査期間 | 第28回大会実践期間 | |
| 31 (2019) | 5月 農協改革集中推進期間の期限 9月 会計監査の実施・中央会組織変更期限 | 政府 ..農協改革の実行状況等の調査期間 | 第28回大会実践期間 | |
| (2020) | 3月末 改革の実施状況等調査の期限、検討・結論 | 政府 ..農協改革の実行状況等の調査期間 | 第28回大会実践期間 | |
| (2021) | (第29回JA全国大会) | 政府 ..農協改革の実行状況等の調査期間 | 第28回大会実践期間 | |

02

国際自由貿易交渉について

基本的な考え方

- ▶自由貿易の推進に当たっては、国民生活全体に様々な影響が考えられるため、しっかりととした国内対策が求められる。また、農業および協同組合の振興が阻害されることがないようなルール面での担保が必要である。日米二国間協議やRCEP等の国際自由貿易交渉にあたっても、拙速な交渉に陥ることなく、丁寧な審議と適切な情報提供を行い、農業者を含む国民の合意を得ることが不可欠である。
- ▶日本では、世界農業遺産にも認定された棚田をはじめとした中山間地から都市部など様々な地域で特色ある農業が展開されているため、自由貿易進展の中でもその多様性を十分尊重する必要がある。今後、TPP11や日EU・EPAの発効に向けた国内協議にあたっては、参加各国も十分な国内対策を行っていることをふまえ、わが国の食料・農業・農村基本計画の実現を可能とする経営所得安定対策、条件不利地域対策などの万全の国内対策が必要である。
- ▶今後世界的に人口増加と食料不足が見込まれる中、我が国の食料自給率は38%と先進国の中でも最低であることをふまえ、国産農畜産物の安定供給により我が国の食料安全保障を確保していくことは必要不可欠である。自由貿易推進の流れのもとでも、食料安全保障が脅かされることのないよう、適切な国境措置が必要である。

課題

ISSUES

- 国際自由貿易への参加は、農業の多面的機能の喪失、生産背景の異なる輸入農畜産物との競合など、農業・農村・地域経済社会に大きな影響を与えるとともに、価格第一での競争が行われた場合、食料安全保障が脅かされ、食料自給率の低下も懸念される。
- 農業者にとって、交渉の結果次第で収入への影響や作目転換を余儀なくされる状況では、長期的な営農計画が立てられず、将来が見えない。
- 経済連携協定により、関税の撤廃や大幅削減で第一次産業が打撃を受けるだけでなく、医療や保険など国民生活に関わる分野に影響し、地域社会に悪影響を与えかねないことを国民全体に周知しなければならない。
- 国際自由貿易交渉については、国民の食と生活に大きな影響を与えるため、十分な説明、審議がなされなければ、国民理解にはつながらない。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 「地上」「日本農業新聞」などを活用して、国際自由貿易交渉について正しい知識や情報を得るために学習会や意見交換会を開催し、盟友の意識強化を図る。
- 消費者や地域社会に対して国民生活全体の問題であることを周知し、理解を広げていく。
- 国際自由貿易交渉について、地元選出の国会議員や地元JAとの意見交換、要請活動を実施していく。
- 自由貿易の下でも、食料安全保障を確保するべく、結集によって産地を維持し、国産農畜産物の安定供給を行っていく。

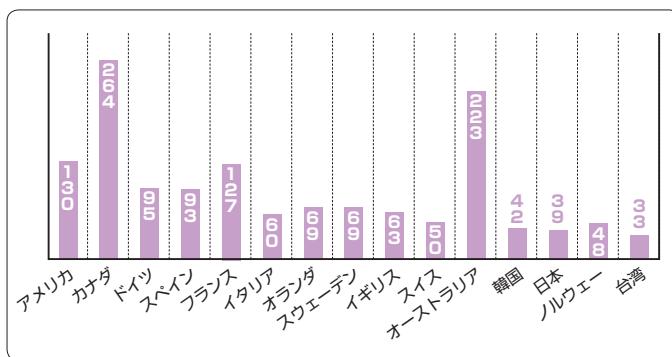
●JAと一体となった取り組み

- 生産現場に近いJA役職員の国際貿易交渉に対する理解を醸成し、最新の情報を把握し、生産現場からの疑問に応えられるようにする。
- 生産者や消費者、関係団体などと連携し、学習会の開催などで意思の統一を図ったうえで、情報発信や広報活動を積極的に展開する。
- これまでのTPP運動をふまえ、日本の「食」「農」「協同組合」の重要性を国民に対して、アピールする運動を引き続き展開する。

●行政に提案・要望すること

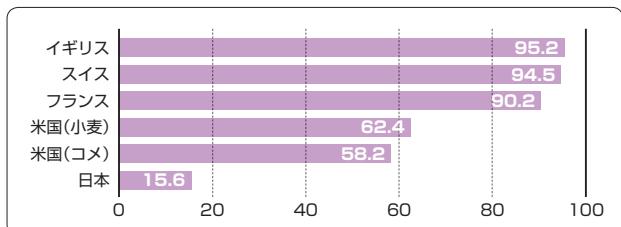
- 畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などのTPP関連対策は、生産基盤の強化に不可欠な対策であることから、今後も中長期にわたる万全の措置として継続実施を要請する。
- 今後の自由貿易交渉については、日本農業に悪影響が生じることのないよう、重要品目を含めた多様な国産農畜産物に対する適切な配慮を行うこと、生産現場に対し、交渉内容や影響試算など、可能な限り情報を開示することを要請する。
- 持続可能な農業の発展のため、国民に対して農業が果たす役割や大切さと、食料安全保障の観点からも自国の農畜産物を買い支えていく重要性を、特に家庭の食を担う世代に伝え、生産者と消費者の「つながり・絆」がより強固なものになるよう周知徹底することを要請する。
- 今後、TPP11や日EU・EPAの発効に向け、今後の長期的な日本農業のビジョンや自由貿易への参加による農業への影響の試算を示し、農業者との協議のもと必要な国内対策を行っていくことを要請する。
- 自由貿易の進展にあたり、検疫の強化により、食料安全保障の確保に努めることを要請する。

▶世界各国の食料自給率(平成25年・カロリーベース)



資料：農林水産省「世界の食料自給率」

▶農業所得に占める直接支払の割合



資料：鈴木宣弘・木下順子(2011)
『よくわかるTPP48のまちがい』農文協

03 農業政策全般

基本的な考え方

- ▶ 農業などの一次産業は、生命の源である食料を供給するという観点から、「国の礎」であることを国民に周知していく。
- ▶ 専業・兼業農家や中山間地・都市農地の農業者のあり方を明確にし、我々青年農業者が10年、20年先を見越した農業政策のビジョンを明確に示すよう国に対し求めていく。
- ▶ 収入保険制度等、米政策の転換点であるため、不安を感じている農業者もいる。

1 中長期的な農業経営計画の実現に資する政策について

課題

ISSUES

- 近年の農業政策が3~5年ごとに変更になり、農業経営の長期的展望を图れない。また、農作物販売価格の変動により安定経営が難しくなっている。
- 国の施策が地域の実情に対応していないところもある。また、関連施策が生産現場に十分浸透していないため、国は十分に施策の説明を行うべきである。
- 収入保険制度は農業経営のセーフティーネットの一部として期待できるが、既存の制度を利用した場合と比較検討する必要がある。あわせて、政府は生産現場に情報をわかりやすく周知することが不可欠である。
- 卸売市場法については、5年後に見直しが予定されているため、今後とも市場法に関する理解を深め、積極的に農業者からの意見を表明していくことが必要である。
- 種子法の廃止により、安定的な種子確保および優良品種の開発の継続性が不安視されている。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 農業情勢や政策について、我々自身が知識を深め、会議やポリシーブックの取り組みを通じて、国や地域に必要な政策を議論する。
- 行政などの関係機関との情報交換の場に積極的に参加し、地域農業の実態と効果的な施策の実現を訴える。

●JAと一体となった取り組み

- 農業者、地域、農業関係団体、行政などとの緊密な連携が取れる推進体制を構築し、中・長期的な制度を求めていく。
- 市町村長や地方議員、地域住民などを幅広く参集した研修会を開催し、農業政策などへの知識・理解の醸成、地域全体での情報の共有化を図る。

●行政に提案・要望すること

- 若手農業者が長期的な展望を描けるよう、JA青年部が策定するポリシーブックや生産現場の実態をふまえて、農業政策を立案することを要請する。
- 各都道府県は、今後とも安定的に良質な種子の確保・開発に取り組むべく、十分な予算を維持していただくよう要請する。

2 若手農業者が求める制度・政策について

課題

ISSUES

- 「日本型直接支払制度」(経営所得安定対策・交付金・多面的機能支払い)について、この制度が単なる「補助金」ではなく、国土を活用し、国民の食料を供給する持続的な生命産業である農業への「国民の投資」であるという国民的合意がなされていない。
- 交付金単価や数量要件などの制度の多くが全国一律となっており、気候や土質などの違いや地域特性が十分に反映されていない。
- 交付金について、水田農業にかかる品目に対するものが主であり、園芸作物、果樹、畜産などへの対応が十分でない。
- 転作作物である大豆・麦などの交付金単価が3年毎に変動するため、長期的ビジョンが立てにくい。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 制度の内容や仕組みについて、しっかりと学習し、理解する。
- 水稻のみの作付から複合的な農業へのシフトが進むなかで、現行の政策が現場の実態に即したものであるかどうかを自ら検証する。

●JAと一体となった取り組み

- JAとともに、再生産価格を維持する政策を求める。
- 地域の現状に見合う将来を見越した農業政策を明確に示し、中山間地などの条件不利地でも農業が続けられるよう連携する。
- 国会議員、地方議員、行政との意見交換を定期的に実施し、現場の現状に対する理解促進を図る。

●行政に提案・要望すること

- 転作作物として、地域の特性を生かした幅広い作物への上乗せ助成など、地域の実情に即した制度拡充を要請する。
- 転作作物の交付金単価の変動リスクは若手農業者を始めとする経営者側だけが負うのではなく、長期的ビジョンが描けるよう、行政側も恒久的な措置とするなど、一定のリスクを負うような仕組みになるよう要請する。
- 水田農業以外の園芸作物への助成について、地域間格差を考慮のうえ拡充するよう要請する。
- 若手農業者の意向を十分にふまえ、地域格差が生じないような政策を展開するとともに、さらなる農業予算の拡大を要望する。
- 多面的機能支払交付金については、全国一律の単価設定になっていないため、制度設計・運用面の改善を要請する。

3 農業者が利用しやすい政策・制度の実現について

課題

ISSUES

- 政策や補助金制度の種類が多く、申請期間が短いうえに手続きや要件が複雑なため、申請に至らないケースがある。また、政策が変わることごとに、内容も頻繁に変わり、手順が複雑化し、わかりづらく、利用しにくい。
- 日本型直接支払制度の一つである農地維持支払について、進捗状況としては54%(平成28年)と十分に有効活用できているとは到底いえない。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 行政担当者などを招き、政策や補助金制度などにかかる説明会を開催し、政策・制度に関する理解を深める。
- 農業者の現状を国、県、市町村などの行政や、議員の方々に把握してもらう場をつくる。
- 政策・制度が農業者自らの農業経営に有効活用されているかを確認し、制度に合わせた農業経営計画を立てる。

●JAと一体となった取り組み

- 補助金制度に関する研修会を開催する。
- 農業経営や補助金について相談できる職員を増員する。
- 制度・政策の新設や変更が行われた場合、周知を徹底する。
- 国、県、市町村などの補助事業の内容を一元化し、その情報をわかりやすく生産者に伝える。

●行政に提案・要望すること

- 補助金申請に関する説明会を定期的に開催するよう要望する。
- 農業者が利用しやすい政策・制度となるよう、要件の緩和や手続きの簡素化を要望する。
- 国、県、市町村などはそれぞれが実施する補助事業の情報を集約し、生産者へ伝わるシステムの構築を要請する。
- 農業経営や補助金について相談できる行政職員の増員を要望する。
- 新規・新設に対する支援だけでなく、営農継続、継承のための既存の施設の改修や維持に対する助成を措置するよう要請する。
- 政策の転換に際しては、適宜説明会等を開催し、迅速な情報提供とともに農業者の意見反映の機会を設けるよう要請する。



4 食料自給率向上について

課題

ISSUES

- 日本の食料自給率はカロリーベースで38%と先進国の中でも最低であり、世界の食料市場は中長期的にみると、不足する事が懸念されているなか、海外に依存し続けるのは食料安全保障上、非常に危険である。
- 内閣府特別世論調査(平成26年2月)は、「食料自給率を高めるべき」80.6%、「外国産の方が安い食料については、輸入する方がよい」5.1%という結果を示している。このように、食料自給率の向上はすでに国民的合意を得られているが、自由貿易を加速化させる動きのなか、政府が掲げる45%の実現に向けて、達成への道筋が不明確である。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 安全な農畜産物の生産・供給はもとより、さらなる質の向上やブランド化に努め、国産農畜産物の価値を高める。
- 食育活動などを通じて、地域住民に「食」の大切さについて訴える。

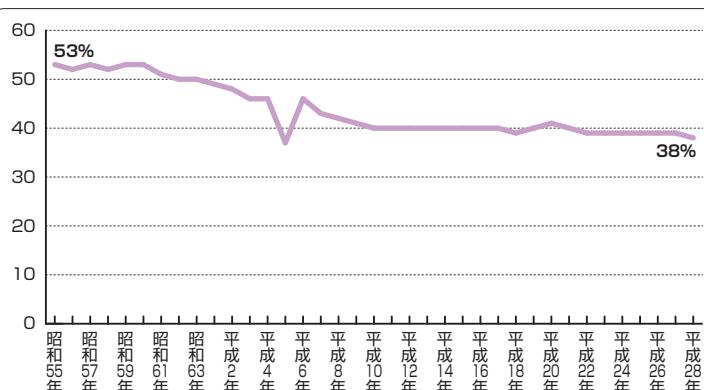
●JAと一緒にとった取り組み

- 輸入農畜産物に頼らず、国内で食料を確保する大切さや品質の安全性について国民に伝えていく。
- 農業・国産農畜産物をアピールする番組などを制作・応援するなど、国産農畜産物の消費拡大を訴える。
- 学校給食における地元産の農畜産物の使用率向上に向けた活動を展開する。

●行政に提案・要望すること

- 「2025年に食料自給率を45%まで引き上げる」とした政府の目標を達成するための具体的かつ実効性のある政策を展開するよう要請する。
- 消費者が国産農畜産物を選択できるよう、外食での原料原産地表示の義務化を要請する。
- 学校給食における国産農畜産物の使用率向上のための施策を講じるよう要望する。

▶日本 の食料自給率推移(カロリーベース)



資料:農林水産省「食料需給表」

5 食料品・農畜産物の消費税対応について

課題

ISSUES

- 消費税は平成26年4月より8%になったが、平成31年10月より10%に引き上げられる予定である。
 - 一方で、平成31年度から軽減税率が導入される予定であり、それに伴い、平成35年度からはインボイス方式の導入も検討されており、直売所での委託販売などにおける手続きの煩雑さが懸念される。
 - 肥料、農薬、燃料などの生産資材が高騰しているなか、農産物価格が安値で販売されている現状において、消費税増税分を販売価格に転嫁することは困難である。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 消費税をはじめとした税制や海外で導入されている軽減税率およびインボイス方式などにかかる研修会などを開催し、農業者自らが理解を深める。
 - 生産コストのさらなる削減に向けて、現状ある資材の最大限の活用、肥料、農薬の効率的な使用などに取り組む。

●JAと一緒に組み

- 直売所などの委託販売にかかる軽減税率やインボイス方式における特例措置を要請するための勉強会を開催する。
 - 農業者向けの消費税に関する説明会、節税対策勉強会を開催する。

●行政に提案・要望すること

- 消費税増税により農業者の負担が増えないような仕組みを構築する。
 - 食は直接いのちに関わることであることから、低所得者への対応も視野に入れ、食料品・農畜産物などの生活必需品はゼロ税率とする。
 - 軽減税率を導入した場合に必要となる仕入税額の還付申告について、事務負担に配慮し、現行の簡易課税制度をベースとした簡易・簡素な仕組みを設ける。
 - 併せて、仕入にかかる税額分が負担増加となるので、仕入税額にかかる還付制度が活用しやすいようにする。

▶ インボイス制度のイメージ(平成35年より導入予定)

※財務省「消費税の軽減税率制度」より抜粋

| | | |
|---|--|---|
| <p>○ 売上税額の計算方法</p> <p>以下のいずれかの方法による</p> <p>✓ 支出した適格請求書に記載した税額を、すべてで集計 ⇒ 売上税額 : $1,000円 + 800円 = 1,800円$</p> <p>✓ 適用税率ごとの課税売上高の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算 (10%対象) $11,000円 \times 10/110 = 1,000円$ (8%対象) $10,800円 \times 8/108 = 800円$ ⇒ 売上税額 : $1,000円 + 800円 = 1,800円$</p> | <p>(課税事業者)</p>  <p>「適格請求書」</p> | <p>○ 仕入税額の計算方法</p> <p>交付を受けた適格請求書に記載された税額をすべてで集計 ⇒ 仕入税額 : $1,000円 + 800円 = 1,800円$</p> <p>適格請求書の保存が仕入税額控除の要件</p> |
|  <p>売 手</p> | <p>請求書</p> <p>○○商事 11月分 20,000円 (本体) 消費税 1,800円 11/1 牛乳(牛乳税込) 5,000円 11/8 バナナ(バナナ税込) 5,000円</p> <p>合計 20,000円 消費税 1,800円 (牛乳税込) 5,000円 (バナナ税込) 5,000円 △△△ (登録番号: 123-4567) △△△ (適用税率等記載欄: 10%・8%)</p> |  <p>買 手</p> |

1 水田農業について

課題

ISSUES

- 平成30年度より国による米の生産数量目標の配分や米の直接支払交付金が廃止されたことにより、需給バランスの変動を招き、米価の下落や、生産者所得の減少を引き起こす懸念があり、担い手農業者の長期的な安定経営を脅かす恐れがある。
- 転作作物でもある大豆、麦などには、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)が措置されているが、平成29年度より単価の見直しが行われ、大豆の単価が引き下げられたため、生産者の意欲減退を招かないようにする必要がある。
- WCSや飼料用米の拡大により、今後とも水稻作付面積を維持していくことが必要である。
- 飼料用米の生産拡大について、JAの受入れ体制や農業者個人での機器類の整備などが必要となる。
- 中山間地域だけでなく、平場でも効率的な農地集積は難しいのが現状である。
- 集積が進展しても大型機械導入などに経費がかかりすぎ、経営の安定につなげることができない。
- 平成30年産以降を見据えたなかで、過剝作付の防止などに向け、都道府県農業再生協議会並びに市町村農業再生協議会と生産現場との調整に委ねられることから、都道府県・地域農業再生協議会が果たす役割は大きいが、現状は各県で方針にバラつきがあるとともに、都道府県協議会だけでは役割の負担が大きすぎ、また地域再生協議会については運営予算や実務を担う人材の不足などで、十分に機能を果たせていない場合がある。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 品質向上に向けた生産努力を行うとともに、JAと連携した生産、流通に努める。
- 米単作地域では収入が不安定になりがちなため、米の需給調整について知識を深め、生産コスト低減や飼料用米、転作作物の強化により安定した農業経営の確立に努める。
- 農地維持・水保全管理活動に積極的に参加する。

●JAと一緒にした取り組み

- 農業用機械の共有化と担い手のグループ化を進め、単価・単収の向上やコスト削減につながる、直播、無代播き、田畠転換などの技術対応や耕畜連携体制を推進し、経営基盤を強化する。
- 播種前・収穫前・複数年契約による取引の拡大や業務用米対策、輸出強化など、攻めの販売を展開する。
- 生産者の生産意欲の向上、JAグループの販売力強化の観点から、実需者を特定した顔の見える販売を強化するなど、系統出荷分においては品質の維持・安定により差別化することで有利販売を展開する。
- 地域再生協議会と連携し、生産者が国の政策支援を最大限に活用できるようにし、WCSや飼料用米の安定的な供給体制を構築する。

- 全農と協力し機械メーカーに対し、過剰な機能をカットした安価な機械の開発を引き続き要望する。
- 飼料用米について、出荷、乾燥調製施設の区分管理によるコンタミ対策の強化、飼料会社などと連携した需要拡大、コスト削減により、生産拡大を図る。
- 地域内で生産された米は、地域内で消費する運動を展開する。
- JAや地域振興局、メディアを通じて積極的に情報収集し、地域・組織で情報の共有を図る。
- 需要に応じた米生産の実施に向け、JAと地域の生産者との間の連携を密に図る。

●行政に提案・要望すること

- 平成30年以降の問題について、青年農業者が不安を払拭できるよう米の直接支払交付金の財源が恒久的に米政策に反映されるとともに、永続的に農業を続けていけるよう、従来の政策だけでなく、水田活用の直接支払交付金の法制化も視野に入れた十分な政策展開を要請する。
- 水田活用の直接支払交付金において、戦略作物助成および産地交付金の充実を図るとともに、水田の維持・拡大に向け、再生産が可能となるよう要請する。
- 飼料用米の耕畜連携助成などが制度変更に伴い、全国単一単価での取り組みで無くなることにより、県域によっては従来の助成を受けられない可能性もあるため、耕種農家負担の増大にならないよう、十分な予算確保を要請する。
- 戦略作物助成の支払いが3月と遅いことが農業者の負担となる場合もあるため、支払い時期を年内にすることを要請する。
- 大規模化に向けて、耕作放棄地や未整備地などを含め、担い手への農地の貸し出しがスマートになる制度の策定と農地中間管理機構の機能強化を要請する。
- 大規模化に伴う生産リスクを低減するため、大規模栽培に対応した直播などの低コスト栽培の技術開発、基盤整備・機械更新に対する補助事業や産地交付金などの措置・拡充を要請する。
- 米の需給均衡に向けて、都道府県農業再生協議会を中心に生産者の理解促進に向けた丁寧な説明を行うとともに、長期に渡り飼料用米の再生産を可能にし、農家所得の十分な保証が可能となる補助政策の策定を要請する。
- 全国的な需要に応じた生産の取り組みに向けて、全国組織(全国農業再生推進機構)が十分な機能を果たし、全国の地域再生協議会が連携して取り組めるよう、国が協力と環境整備を行うことを要請する。



2 青果について

課題

ISSUES

- 生産資材費の高止まりや気象変動の影響拡大、販売価格の乱高下により、経営・所得が不安定な状況にあるなか、専業農家の比率が高い野菜・果樹農家に対して、農家所得の向上に念頭を置きながら、中長期的な経営安定対策が必要である。
- 高齢化、後継者不足により生産・出荷基盤の弱体化が進んでいる。さらに、高い生産技術の伝承がなされずに生産技術力の低下も進んでいる。
- さとうきびおよびでん粉用かんしょなどの甘味資源作物は、台風などの自然災害の多い地域において、他に変えることのできない防災営農作物である。
- 我が国で発生報告のなかったウメ輪紋ウイルスの発生や、キウイフルーツかいよう病など、近年新たな病気への対策が必要不可欠である。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 青果の流通・価格形成などの販売にかかる仕組みを積極的に学ぶ機会を作る。
- 消費者に選ばれる作物・商品を生産するため、相互の技術交換や合同研修の開催などにより、生産技術の一層の向上に努める。

●JAと一体となった取り組み

- JAと販売にかかる情報と問題の共有化を図り、ニーズに迅速に対応できるよう、結束力と行動力のある部会をつくりブランド化を図る。
- JA全農を中心として「産地間競争」から「産地間リレー」による販売に全国規模で取り組む。
- 近年急速に需要が増している加工・業務用の野菜・果樹の生産を強化・拡大するとともに、JAグループが一体となった販売提案を実施するよう働きかける。
- JA全農の営農技術センターなどとの連携による新技術を活用し、生産性の向上やコスト低減に取り組む。
- ICT技術の導入を行い、営農技術のデータ化によって高い生産技術の伝承を促進する。
- 青果物の輸出拡大に向け、行政などとも連携しながら、相手国のニーズ調査や流通コストの削減、鮮度保持対策などに取り組む。

●行政に提案・要請すること

- 加工・業務用野菜の出荷や差別化商品の出荷ができるような高機能集出荷施設への改修にかかる予算の拡充を提案する。
- 甘味資源作物の再生産に向けて甘味資源交付金水準の確保と自然災害発生時の十分な対策を求めるとともに、糖価調整制度の堅持および制度運営に万全な予算措置を講ずることを要請する。
- 全国的に重大な病害虫の発生が確認された場合には、徹底した調査を早急に行い、感染防止や根絶に向けた十分な対応を行うことはもとより、感染後の伐採処分などが行われた後、営農が再開できるよう十分な措置が迅速に行われるよう要望する。

3 畜産・酪農について

- 耕畜連携による地域の循環型農業が期待されているが、①畜産・酪農地帯の近くに耕種農家が少なく堆肥の需給にミスマッチが生じていること、②耕種農家が生産する自給飼料(WCS・飼料用米など)の収量と品質にバラつきがあること、③国産稻わらの供給量が不足していることなどから、十分に機能していない。
- 農業者の所得の向上について、依然として飼料価格が高止まりするなかで、①地域によっては、個人での規模拡大によるコスト低減や生産性の向上が限界を迎えること、②畜産物の地産地消が進んでいないこと、③国産牛肉の消費振興策が十分でないことへの対応が求められる。
- 国の政策は法人並びに大規模農家、家族経営を対象とした事業の拡充が図られてきている。一方で、集団化が困難な地域や、家族経営においては将来に対する不安から、投資に向けた補助事業を十分に活用できていない状況にある。そのようなことが、酪農家戸数の減少や生産基盤の弱体化にもつながっているものと考える。
- 設備投資などの運転資金確保の困難さや子牛価格の高騰、今後の畜産情勢の不透明さといった問題から、規模拡大に踏み切れない。
- 子牛価格の高騰や繁殖農家戸数の減少によって子牛の確保が困難となり、繁殖・肥育生産基盤が弱体化している。
- 日欧EPAが平成31年より発効することや、二国間貿易交渉の進展などから、外国産の安価な牛・豚・鶏肉・乳製品などの輸入量が増加し、畜産・酪農家の収入減少と、関税削減などによる経営安定対策の財源不足も懸念される。
- 畜産業における伝染病に関しては、過去には口蹄疫、現在でも鳥インフルエンザや、養豚業におけるPEDが発生し、畜産農家に深刻な影響を与えている。さらには近隣諸国での口蹄疫などの法定伝染病も確認されており、我が国への侵入リスクが極めて高くなっている。
- 近年は牛肉の輸出が拡大傾向にあるが、国内における輸出対応が可能だと畜場などの施設は少なく、さらなる拡大のためには輸出体制が整った施設の拡充が必要とされる。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 創意工夫による自給飼料の増産と未利用資源の活用に一層努める。
- 病害虫駆除や家畜疾病対策の情報収集・交換、実践に努める。
- 畜産物の品質向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した作業を徹底する。
- 収益向上のため、畜産クラスター事業などを有効に活用し、地域と連携して、農家個人では困難な規模拡大に取り組む。
- 繁殖牛・素牛確保のため、各種施策についての情報を収集し、利用を拡大する。

●JAと一体となった取り組み

- 水稲、野菜などの生産農家と連携を密に図り、良質な自給飼料の確保と安定供給に努め、コスト削減、経営安定化のために区画整備を行い、耕畜連携の機能強化を図る。
- Aコープなどを中心とした販売強化や地元飲食店との連携、食育イベント開催、6次産業化の推進を図ることで、地理的表示(GI)など知的財産を活用したブランド化、国産畜産

物の品質や高い加工技術を生かした商品の開発をすることにより、産地での認知度向上と消費拡大を進める。

□政策方針の見直しや農家戸数の減少を防ぐため、地域・JAと一体となって行動する。

□JA出資型生産法人の設立等、JAの結集力を生かしてコスト削減や生産性の向上に取り組む。

●行政に提案・要請すること

□畜産クラスター事業の結果検証をふまえ、今後の展開に向けた予算拡充・条件緩和を要請する。

□WCSにおける耕畜連携助成について、継続的に支援するよう要請する。

□個人経営に対する積極的な投資の可能な制度及び予算拡充を要請する。

□良質粗飼料確保に向けた新技術開発および生産コスト増加に対する支援、安定基金制度の発動要件緩和を要請する。

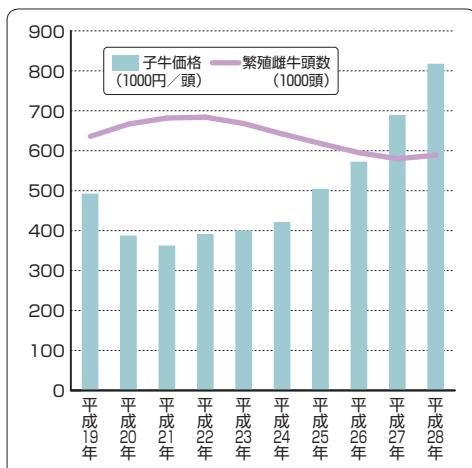
□水際での徹底した防疫体制の構築や、家畜に無害な薬剤の開発、海外で認められる薬剤の安全性確認と合せて、過去の家畜伝染病の教訓を啓発する施策を要請する。

□伝染病発生時に迅速な対応を行った団体などの情報を共有できる施策を要請する。

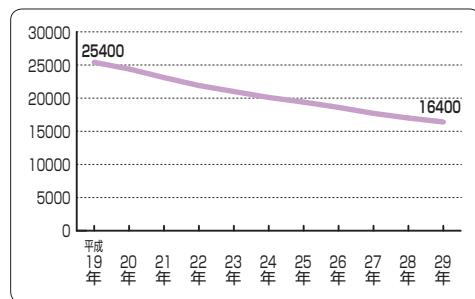
□輸出強化に向けた環境整備を行い、国産畜産物の付加価値向上対策を講じ、輸入品との差別化を図ることを要請する。

□改正畜産経営安定法に則り、消費者ニーズに応じた牛乳・乳製品の安定供給を図るため、国内の生産基盤の維持・強化、特色ある牛乳・乳製品を拡大し、国際化等の影響をうけない競争力ある生乳生産・加工・流通構造を構築できる制度改革を行うことを要請する。また、法案に現場とのミスマッチが生じないよう、隨時検証と改善を行うよう要請する。

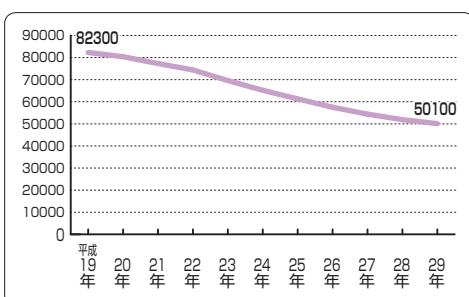
▶繁殖雌牛頭数および子牛価格の推移



▶酪農家戸数推移



▶肉用牛飼養農家戸数推移



資料：農林水産省「畜産統計」・
農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」

4 都市農業について

課題

ISSUES

- 平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、平成28年5月、国の都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農業の多様な機能が農業政策・都市政策の両面から高く評価された。一方、都市農業振興に向けた具体的な取り組みの実践は、各地方公共団体が策定する「都市農業振興地方計画(以下「地方計画」)」が鍵を握るが、その策定は努力義務となっており不透明である。また、都市農業の新たな制度についても検討が進んでおり、活性化に繋がる内容が求められる。
- 全国に約7万haしかない希少な市街化区域農地は、相続や担い手不足などを原因に毎年2～3千haずつ減少している。
- 平成27年適用の相続税法改正等によって相続税の負担は増えており、ますます相続時に農地を手放さざるを得ない状況になることが危惧されている。
- 効率的な農業経営を進めるための面的集積が実質的に不可能など、農業を続けていくに際して、相続税・固定資産税など、制度上不都合な点が多い。また、都市農業を次世代につないでいくために、担い手の経営を支援する制度が必要不可欠である。
- 都市農地の多面的機能の認識不足や農業そのものに対する理解不足を要因として、農薬散布や農作業時の騒音・土埃の発生などに地域住民の理解が得られず、苦情に発展する。
- 市街化区域農地の過半数を占めている地方圏(三大都市圏特定市を除く地域)の市街化区域農地は、大多数の自治体で生産緑地制度が導入されていない。年々固定資産税などの負担が増すなか、やる気があっても農業経営の継続が困難な状況に追い込まれている。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 都市農業振興のために整備されている法制度などの情報を盟友間で共有し、積極的に活用する。
- 近隣住民との対話に取り組むとともに、周辺環境を考慮した営農形態・作業技術の確立に努める。
- 直売や学校給食などを通じて、新鮮で安全な農畜産物を地域に提供することにより、地域住民の農業理解に努める。
- 災害発生時に都市住民の一時避難先としての使用を認める「防災協力農地」の指定拡大に取り組む。
- 有事の場合には、井戸水や生産している農産物を近隣住民に提供し、農地において炊き出しを行うなどの機能発揮を率先して果たす。

●JAと一体となった取り組み

- 都市農業・都市農地の機能は、市民の快適でより良い暮らしを支える観点から都市に必要不可欠であり、それに資するものとして「都市農業」が大切であるとの価値を積極的に発信していく。
- 食農教育活動の担い手として、JAと一体となって、地域の教育機関などとの間で濃厚なネットワークづくりに取り組む。
- 福祉農園などの運営を通じ、高齢者をはじめとした地域住民へのレクリエーション機会を

提供する。

□(新規)体験農園や観光農園、援農ボランティアなど、市民が農業と触れ合う機会をつくり、都市農業に対する理解を深めていただき、農業振興の応援団を作る。

●行政に提案・要望すること

□地方公共団体は、都市農業振興の実践に必要な「地方計画」を可能な限り、早期に策定すること。また、都市部における営農継続に不可欠な生産緑地制度について、現在制度がほとんど導入されていない地方圏も含めて、積極的な活用を検討すること、国は、農林水産省・国土交通省が連携して地方公共団体に対し、「地方計画」の策定や生産緑地制度の活用を積極的に働きかけるよう要望する。

□貴重な都市農地をできるだけ減らさず、農業後継者に引き継いでいくよう、相続税納稅猶予制度や相続税法定相続分課税方式の堅持を要望する。

□意欲ある担い手に農地を集約できるよう、相続税納稅猶予を適用している生産緑地において、貸借を行っても納稅猶予が引き続き適用されるように制度を構築することを要望する。なお、貸借を勧める上では、農家の不安要素を減らすことも必要である。多くの農家は、納稅猶予の対象とならない農業用施設用地や屋敷林などを保有しており、相続税納稅猶予制度を活用しても一部の農地を売却せざるを得ない状況がある。こうした不安解消の面を考慮し、相続発生時に貸借を行っていても買取り申し出ができる道を残すことも併せて要望する。

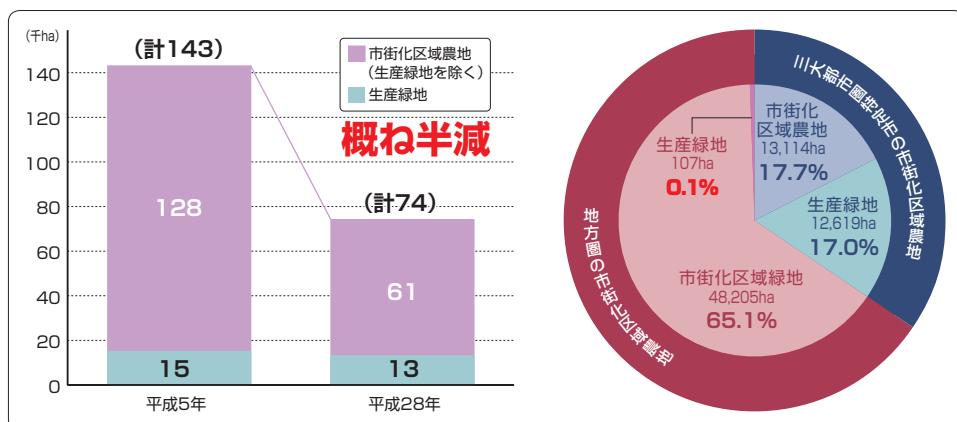
▶生産緑地とそれ以外の地域における税制の状況について

資料提供：JA全中

| | 三大都市圏特定市 | 三大都市圏特定市以外の市町村 |
|--------------|------------------------------------|---|
| 市街化区域 内農地 | 固定資産税→宅地並み評価・課税 相続税納稅猶予制度→適用不可 | 固定資産税→宅地並み評価・農地に準じた課税 相続税納稅猶予制度→20年営農で免除 |
| 生産 緑地 | 固定資産税→農地評価・課税 相続税納稅猶予制度→終身営農で免除 | 固定資産税→農地評価・課税 相続税納稅猶予制度→終身営農で免除 |
| 一般の農地 | 固定資産税→農地評価・課税 | 相続税納稅猶予制度→終身営農で免除 |

▶市街化区域農地面積と生産緑地面積の推移

資料提供：JA全中



05 農業経営

基本的な考え方

- ▶「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を図るために、地域実態に応じた営農体系が必要である。
- ▶高齢化や農作物価格の乱高下、国際貿易交渉の進展等により、長期的展望をもって経営計画が立てにくいなか、地域の農業を維持・拡大していくため、JAと連携して取り組むとともに、必要に応じて、国に対して関連政策の改善を求めていく。

1 担い手(新規就農者・後継者)対策について

課題

ISSUES

- 49歳以下の青年新規就農者は1万1410名(平成28年度)と前年度と比べて減少し、政策目標である「青年新規就農者の毎年2万人定着」には届いていない。
- 所得が安定しないことや技術的・経営的な不安から、魅力ある職業として見られておらず、雇用を希望する若者が増加するが、就農を希望する若者は年々減少傾向である。
- 新規就農時には、初期設備投資や既存の農業施設を利用する場合の修繕に対する助成が十分でないことに加え、農地取得問題、技術習得に時間がかかるなど個人や、条件等による制度規制が多い。
- 親からの事業承継がスムーズに移行されず、後継者が農業経営に本格的に参画できていない場合がある。
- 農業は長年の経験や幅広い知識を必要とするが、就農者が体系的な教育(栽培技術、経営管理、マーケティングなど)を受ける機会・場所が少ない。
- 農業者の高齢化等による生産基盤の縮小に対し、地域全体が協力し、担い手を中心として産地を維持していく必要がある。
- 担い手への農地集積に際しては、所有者不明農地問題が大きな課題となりつつあり、今後ますます深刻化することが予想されている。
- 経営規模の拡大を考えた場合、生産・技術指導と併せて、経営指導も必要である。
- 営農を始めて間もない農業者など、生産コスト、財務面、労務面などについて、正確に情報を管理しきれておらず、経営の現状を細かく把握できていない場合がある。また、経営について勉強する機会が少ない。
- 新規就農者に対する支援について、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)は就農の入り口段階の支援は充実しているが、就農後の経営指導や経営展開支援といったその後の対応が不十分ではないか。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 新規農業就農者に対し、技術指導や地域生活の手助けなどを行う。
- 就農希望者に不耕作地を貸し出して盟友が指導したり、農業大学生など就農意欲のある若者に対する受け入れ研修や訪問授業を積極的に受け入れ、農業者の育成に取り組む。

- 世代交代を意識的に進めるため、家族経営協定を作成し、達成度の確認を行う。
- 後継者の就農支援や世代交代の促進にかかるJAの取り組みの充実を図るため、青年部盟友の正組合員加入促進運動を進める。
- 経営管理や税務・融資など農業経営能力の向上に直結するような研修会や先進的な取り組みについて、他団体との連携を通じ情報収集を行う。
- 農業体験や青年部活動などを通じ、農業のやりがいや魅力を若い人に伝え、地域農業の担い手を創出する。
- 10年、20年後の経営を見据えた自らのビジョンを明確にし、新規作物や収益性の高い農産物の導入や規模の拡大などに取り組む。
- 「人・農地プラン」への理解を深め、プラン作成に当たっては、若手農業者からの意見を反映できるよう取り組む。

●JAと一体となった取り組み

- 地域に根付いた営農を継続する為にも、組織活動の必要性を求める。
- TACなど出向く体制を強化し後継者育成・支援の観点から、円滑な経営移譲に向けた実践研修として、融資や補助金、税制などの支援制度に関する研修会を開催し、経営管理支援を構築
- JA全農TAC推進課が推し進めている、事業承継ブック（親子版、集落営農版）を活用し、全国でモデル地域を策定して全国的に展開する。
- 意欲ある担い手の自立に向けて、法人化の推進および法人化後の経営管理支援を行う。
- 融資の情報や経営改善に資する研修会などを開催し、経営相談体制の強化を行う。

●行政に提案・要望すること

- 就農後の経営指導や経営展開支援といった就農後に対応する補助制度の整備・拡充を要請する。
- 現状では親元就農者が新規参入型就農者扱いにならず負担感が大きいなどの問題があるため、担い手の間に不公平がないよう、親元就農時の要件緩和などの現行規定の見直しと弹力的運用を要請する。
- 49歳以下の青年新規就農者の定着を目指すにあたり、49歳まで農業次世代人材投資資金を利用できるよう、年齢制限の引き上げを要請する。
- 既存の施設を改修する場合等、助成の対象となる施設の拡充を要望する。
- 所有者不明農地に関する実態調査と対策に向けた法整備が進められているが、現場の課題解決に資する適切な運用を求める。
- 各地の受け入れ農家や農業大学校などの研修機関をネットワーク化し、就農定着に資する総合的なカリキュラムの作成を要望する。また、農業大学生で卒業後就農する若者に対し授業料等の免除を行う等、就農への魅力ある政策を求める。
- 後継者不足、担い手育成、地域活性化のため、婚活事業への支援や協力を要望する。
- 環境整備および効率化を目的とした区画整理にかかる取り組みの強化を要請する。
- 生産者・JA・行政が一体となり「人・農地プラン」に取り組む体制を築くよう要請する。

▶所有者不明農地の現状



資料：農林水産省「相続未登記農地等の実態調査」および2017年11月21日付農業協同組合新聞

2 労働力対策について

課題

ISSUES

- 収穫・調製作業やJA施設での選果作業などにかかる人員が不足しており、地域内で募集をかけても人が集まりにくい。
- 雇用人材の技量向上までの育成期間での経済的負担が雇用拡大の妨げとなっている。また、独立経営だけにとどまらず、農業法人での終身雇用等、農業における労働が多様化している。
- 農業における労働力不足は今後ますます深刻な課題になるばかりか、地域農業の維持や農地の保全、さらには地域の存続自体が危ぶまれる。法人化や規模拡大を計画している生産者の中で雇用者確保が進まず現状維持となる場合も多い。安定的な生産基盤の確保には、この問題解決が急務である。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 雇用環境に関する学習会を行い、適切な雇用環境を整備したうえで農福連携・ワーキング等の取り組みをすすめる。

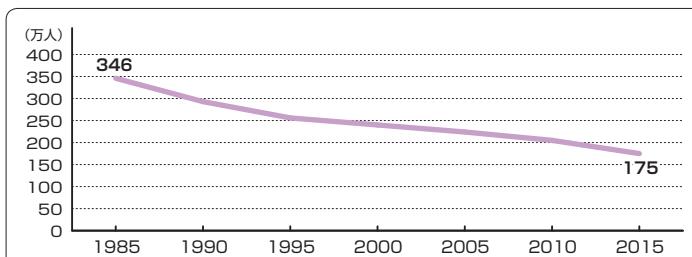
●JAと一体となった取り組み

- JAグループで営農上の雇用にかかる支援を強化する。
- JAが無料職業紹介事業許可を取得し、地域内の労働力を循環させる。

●行政に提案・要望すること

- 労働力不足の解消と地域雇用の創出に向け、「農の雇用事業」だけでなく、農業分野における労働力確保や人材育成、雇用助成などの支援拡充に資する新たな対策を要請する。
- 人材確保の面で、国籍問わず労力として雇用出来るよう、外国人技能実習制度の実態に応じた改善を要望する。
- 地域JAもしくは全国規模で繁忙期の異なる生産者間でのパート雇用者のシェアリング機能を創設し、計画的な法人化及び規模拡大を進め易くする。
- 人材の育成並びに農業法人の人材確保の両面から、農業法人が自らの収支状況に大きく左右されることなく、パート・アルバイトではなく、正職員を安心して雇用できるよう、農の雇用事業を利用する農業経営者が多いが、労働力の多様化に対応し、制度の拡充および周知を要請する。

▶ 基幹的農業従事者数推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

3 販売力強化について

課題

ISSUES

- 農畜産物の生産にかかる資材・肥料などのコストが高騰しているが、価格に転嫁することができていない。
- 小売価格をもとに仕入れ値が決まることで、適正価格を下回る価格での取引を余儀なくされ、経営を圧迫しているところが見られる。
- 現状のJAを通しての市場出荷では、個人の生産努力が十分に反映されない場合がある。
- 農畜産物のブランド化を図っているが、消費者に対して十分に浸透、認知されていない。
- 近年の気候変動による既存作物への影響や食習慣の変化など、主要農畜産物のさらなる販売拡充や環境に即した新規作物の導入が必要となっている。
- 農畜産物の輸出については、流通コストが高くなる場合が多く、所得向上に反映されにくい。また、品質劣化や検疫などのリスクもある。
- 所得向上や規格外の農産物を有効活用するために6次産業化に興味を持つ者は多いが、一方で初期投資や新たな技術が必要で取り組みに躊躇する者が多いのが現状である。
- 販売面において、インターネットなどを有効活用していない。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 高品質な農畜産物を作るため、情報共有、勉強会などを行い、知識と意識の向上を図る。
- 積極的にJAに出荷し、産地化を図ることで、JAの販売力を強化する。
- アンテナショップなどを活用したPR活動を実施する。
- 商工会青年部などの地域の青年組織や他団体などと交流し、農・商・工の連携した取り組みの可能性を模索する。

●JAと一体となった取り組み

- 組合員が生産した高品質の農畜産物は販売先に高く買ってもらえるような販売戦略を確立し、規格外品等は加工品にまわすなど生産努力が反映される仕組みを構築し、農家所得を上げる努力をする。
- 近隣のJA間での集出荷施設の共同利用によるコスト削減や、全国各地の産地間リレーなどのJA間連携の強化により、農畜産物の安定出荷および適正価格の安定化を目指す。
- マーケットインに基づき卸売市場・仲卸業者・小売業者の各担当者との意見交換の場を設け、新規作物の導入や新たな販売先、適正価格での販売体制確立を図る。
- 行政や地元商工業者との連携により、農畜産物や加工品の地域ブランドを確立し、PR対策の実施やJAの販売戦略のもと知名度を上げることで差別化を図る。
- 出荷・受注・発送などのシステムを構築してネット直売所を開設する他、SNSなどを活用したPRを行い、販売促進、ブランド力向上を目指す。
- 経営の多角化・複合化を目指す農業者の支援強化策として、加工販売や加工施設の設置、JA・6次化ファンドの活用などの6次産業化に積極的に取り組む。
- 営農指導だけではなく、加工や販売のスキルを持つ職員を育成する。

●行政に提案・要望すること

- ブランド力の強化と産地確立に向け、普及センターなどとの連携による産地独自の品種開発や低コスト実現に向けた技術開発などに努めるよう要望する。
- 輸出拡大に向け、輸送コストや出荷リスクを低減し、所得増大に資する体制構築を求める。
- 現状の生産コストをふまえて、品目ごとに再生産価格を算出し、適切な価格帯での取引がなされるよう、必要であれば大手量販店などに対して、公的機関による指導も辞さない対応を強く要望する。
- 6次産業化に係る支援内容などの説明会を定期的に開催するなど、6次産業化に関する情報提供の充実を要請する。
- 国内外における農業分野での知的財産の保護について、対策を強化するよう要請する。

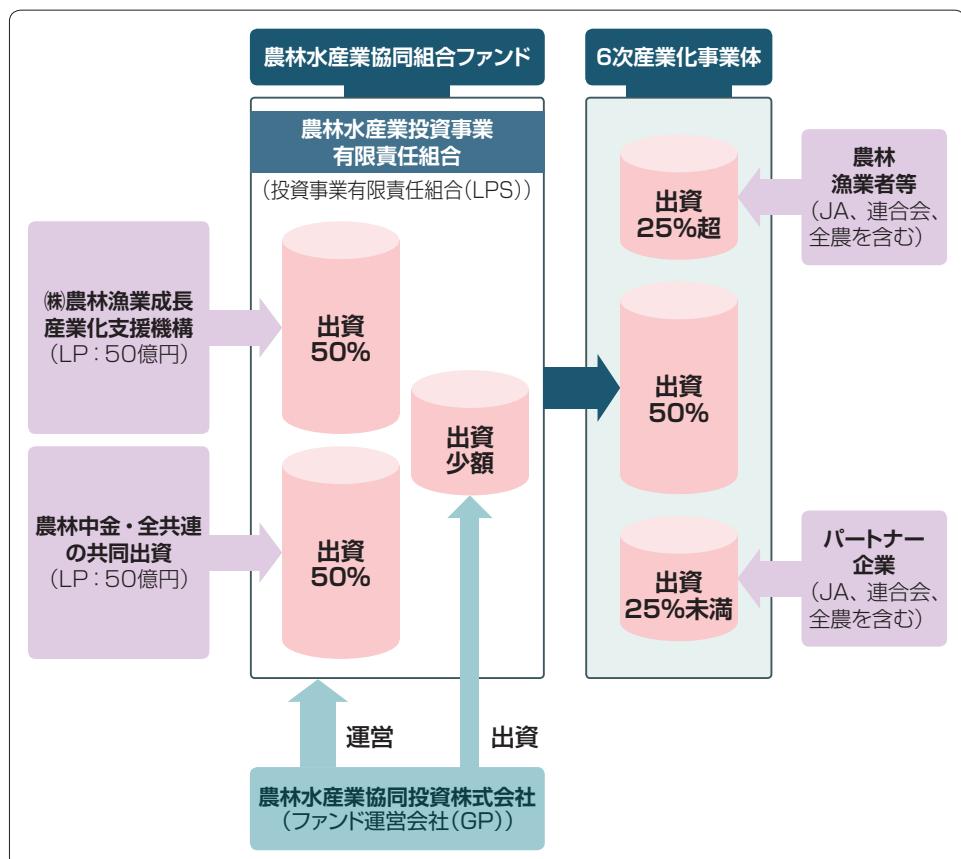
*マーケットイン：市場ニーズに基づいた生産。顧客目線。

プロダクトアウト：作り手主導での生産。従来はプロダクトアウト型の生産が主流。

*JA・6次化ファンド：2012年8月に成立した「6次化ファンド法」(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法)では、国の財政資金300億円を各地で6次産業化に取り組む事業体へ出資するサブファンドへの出資を行うこととなっている。JAグループとしても農業者の所得向上や地域活性化などを目的に6次化ファンド法を活用し、2013年にJA・6次化ファンド(農林水産業投資事業有限責任組合)を設立した。

▶ JA・6次化ファンド イメージ図

資料提供：JA全中



4 生産資材（肥料・農薬・燃料・農業機械等）の安定供給について

課題

ISSUES

- 原油・資材価格の高騰や人件費、増税など生産コストは増加するなか、販売価格へ転嫁することができていない。
- JAの資材共同購入において、JA合併によるスケールメリットの効果が十分に出でていない。
- 免税軽油制度および農業用A重油の免税措置が廃止されると、農業経営に与える影響は大きい。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 現状の生産費を分析し、コストの低減による経営の安定化に努める。
- 肥料・農薬に関する知識を高め、土壌診断を活用して過剰施肥を防ぎ、農薬の適期散布を行うことで、コスト低減に取り組む。
- 観察・研修会などを通じて、JAの購買事業や行政の補助事業の取り組みを学習し、十分活用できるよう努める。

●JAと一体となった取り組み

- JAの大型合併のメリットを生かし、生産資材の一括共同購入、輸送の効率化によるコストカット、農業機械の共有、コスト低減に資する事業の情報伝達などにより、生産経費の削減を行う。
- JAを通じて資材を買うメリットを明確にし、廉価販売や新しい生産資材の導入を検討する。
- 生産コストが上昇傾向にあるなか、JAと全農が連携し、農業者のニーズを把握したうえで、農機メーカーに対し価格低減に向けた提案を行う。

●行政に提案・要望すること

- 農業機械購入時の負担を軽減するため、農業機械・施設にかかる助成事業の拡充を要望する。
- 新品種の研究開発および栽培方法を確立する。
- 施肥基準の緩和とそれに基づく集約銘柄の活用促進を要請する。
- 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの化学肥料5割削減方法の基本的考え方の転換を要請する。
- ジェネリック農薬の更なる普及拡大に向け、必要な法整備を要請する。
- 農薬登録の簡素化および農薬の作物群登録の加速化を要請する。
- 農機業界で進めることとしている「部品の共通化の促進」を要請する。
- 軽油・重油免税制度の恒久化を要請する。

※ジェネリック農薬：当初開発した製造業者（先発メーカー）がもつ特許の有効期間（20～25年）が過ぎた後、異なる業者（後発メーカー）が製造する、有効成分が同等の農薬。毒性等の各種試験データが提出され、安全性を確認したうえで、農林水産大臣により登録。日本では5%程度の普及率だが、世界的には農薬市場の3割がジェネリック農薬（農林水産省調べ）である。オリジナルに比べ、開発コストや期間を抑えられたため価格の低減が期待されるが、日本のジェネリック農薬登録の基準は世界的に見て厳しく、試験費用が多額となることが指摘されている。

5 営農指導・部会組織の強化について

課題

ISSUES

- 営農指導員の減少により、生産者への情報提供や新しい技術指導対応、巡回業務などが十分ではない。
- 営農指導員や営農センターの職員は人事異動が早く、専門的な知識を十分に得ることができないことから、地域に即した指導ができていない場合がある。
- 生産部会員の減少や高齢化などにより、生産力が低下しており、事業承継や法人化への対応が求められている。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 営農指導員に対し、営農における経験的な情報を提供することで、農業者が営農指導員を育成する。

- 部会組織の運営をJA任せにせず、若手農業者自らが栽培から出荷、販売、部会運営に積極的に参画する。

●JAと一体となった取り組み

- 営農指導員の増員および育成を行うとともに、TAC等出向く活動を充実させ、JAと担い手の連携強化を図る。

- 営農指導員については、計画的な育成および人事ローテーションのもと、営農・販売指導スキルを高め、JA全体の産地形成に資する体制を整える。

- 部会組織の活性化に向けて、若手農業者の発言力の向上や運営への参画促進、また部会内での青年組織の編成など、生産部会の育成指導を行う。

- 生産力向上に向けた事業承継や法人化等の対応を見据え、金融・営農等総合的な対応ができる支援体制の整備を行う。

●行政に提案・要望すること

- 県の普及事業が人員も含め縮小傾向にあるなか、生産力の強化に向けて、営農指導員と農業改良普及員が連携した生産現場への指導強化を要望する。

- 生産部会の規模拡大のため、品目を限定した支援策のさらなる強化を要望する。

- 農業を営む上で関係する法律や政令などについての研修会の開催を要請する。



6 多発する自然災害への対策について

課題

ISSUES

- 近年、自然災害が多発する傾向にある。地震や噴火などの大規模災害や局地的な豪雨、豪雪、竜巻などが頻発している。
- 人口密集地においては、災害発生時における避難場所の確保など、農地の多面的機能の發揮は地域住民から求められており、その機能を地域で発揮するための支援が必要である。
- 自然災害の発生により、農畜産物を安定供給するための産地としての生産基盤が脅かされる。
- 被災地域においては、営農が再開できないほどの被害も数多く発生している。営農を再開し、農業経営を再建するまでには、インフラ整備などの多くの段階を要する。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- これまでに発生した自然災害による被害状況を学び、ハウスなどの施設の強化などの事前対策を講じる。
- 青年部のSNSなどを活用し、災害時速やかに盟友に呼びかける連絡体制を整える。
- 青年部は地域とともにある組織であるため、有事の際には、自らが所有している農地や機材などを、地域のために積極的に活用する。

●JAと一体となった取り組み

- 備えとして、資材物資を確保し、地域間で融通し合う体制の整備を行う。
- 「ボランティアネットワーク」を整備するなど、周辺で災害があった際にはすぐに正確な情報を提供し、迅速に人員を配置できるような仕組みづくりを行う。
- JA共済やJAバンクなどにおける新しい商品や融資の開発を行う。
- 行政と連携した補償対策と、復旧資金の拠出などの救済対応を行う。
- 過去の経験を生かし、食料、燃料の備蓄を行う。

●行政に提案・要望すること

- 農畜産物への直接的な被害だけでなく、農地や環境へのダメージは長期にわたって影響があることから、現状復帰に向けた長期的な支援を要望する。
- 自然災害が発生した際の農畜産物への価格補償、複数年にわたる事業の継続と予算の確保、災害基金制度の創設を要請する。
- 災害の発生に伴う復興・復旧活動には、JA青年部に対しても要請いただくよう提案する。

7 農作業安全確保について

課題

ISSUES

- 65歳以上の農業就業人口が増加し、農業者の高齢化が進行しているなか、操作ミス等、農作業による死亡事故は全国で312件(平成28年度)発生しており、高齢者による農作業事故の割合が高い。
- 農機具の基本操作や安全マニュアルを学ぶ機会が少ない。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 農業機械などの安全使用やメンテナンスに関する研修会を実施し、後継者や地域農業者などに参加を促す。
- 青年部が積極的に声掛けするなどし、高齢者の農作業事故を未然に防止する活動を展開する。
- メンタルヘルスケアや健康診断を定期的に行う。
- 労災保険特別加入制度(農業)へ加入する。
- 一般車にも農耕車が走る道路であることの、注意喚起に繋がる看板等の作成を行う。

●JAと一体となった取り組み

- 新規就農者や農業後継者、機械に不慣れな女性農業者や定年帰農者を対象にした研修会を開催する。
- 農機具の販売時に併せて労災の説明を行う。
- JAもしくはJAグループ自らが労働保険事務組合等の資格を取得するなど、JAが窓口となって労災対応を行う。
- 機械作業以外の事故も含め、農作業中における農業事故の事例に関し情報発信や注意喚起を行う。

●行政に提案・要望すること

- 農作業安全マニュアルの周知を図り、農作業安全対策の徹底を要請する。
- 農機メーカーなどと情報の共有を図り、安全な商品の開発をすすめる。
- 国土交通省が定める「道路運送車両法」「道路交通法」が、農業者の営農や経営規模拡大するうえでの阻害要因となっている現場状況を把握し、規制緩和に向けた働きかけを行うよう要請する。

労災保険特別加入制度(農業)加入者数(平成27年) ▶ 12.8万人(農業就業人口の約6.1%)

参考：農林水産省「都道府県別労災保険特別加入者数」

※労災保険とは：労働者災害補償保険法に基づく公的制度であり、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行い、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。労働者以外にも、業務実態や、災害の発生状況からみてふさわしいと見なされる人に、特別加入が認められており、農業者も特別加入制度を利用することができる。後遺症・死亡等に関して、年金制度により生涯にわたる補償を受けることができる。

※農業者への労災保険制度適用に関しては、盟友の農業事故を発端として、昭和38年に静岡県青協委員長より提案され、全青協としても強力な運動展開を行った結果実現したものである。

※制度加入の際には、近隣のJAもしくは県中央会が窓口となる場合が多いが、詳細については、厚生労働省ホームページもしくは労働基準監督署等で案内を受けることができる。

06 地域活性化

基本的な考え方

- ▶ 地域社会の中心的存在である農業者の減少は地域の衰退を招き、それに伴い、生産部会や青年部などの各組織の縮小が進行しており、将来的には耕作放棄地の増加などによって地域社会の存続、農業の担う多面的機能の維持が危ぶまれる。
- ▶ 中山間地域の農業所得向上や鳥獣害対策により、活力あふれる地域社会を目指す。

1 耕作放棄地対策について

課題

ISSUES

- 耕作放棄地が優良農地のなかに点在している場合があり、雑草や病害虫、鳥獣害被害の温床となっている。
- 耕作放棄地にゴミ、産業廃棄物などが捨てられ、農村景観を悪化させるなど、周囲の農地にも悪影響がある。
- 土地への思い入れがある所有者も多く、土地を手放すケースが少ない。
- 経営規模が拡大するにつれて収益性が問われた結果、条件の悪い農地が切り捨てられる。
- 不耕作農地の情報が集約されていない。
- 地域の担い手である盟友や現役農業者へ耕作地が託されることで、日々の営農活動がまわらなくなる。また、条件の悪い農地だとしても受けざるを得ない状況も見受けられる。
- 農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積は、農家への周知不足等により、受け手ニーズに応じた農地集積ができていない実情がある。また、農地流動化施策の見直しが、今後農地集積の進展に影響を及ぼすことが危惧されている。受け手ニーズに沿った農地集積を円滑にするためにも、現場での実務担当者の充実が大きな課題である。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 農地と山林の境界になる耕作放棄地を管理し、緩衝地帯とする。
- 地域で信頼される農業者となり、地域農業のリーダーとして集落営農を確立し、隣接する農地の一括耕作を行う。
- 耕作放棄地を活用して生産した農産物をJA-YOUTHブランドとして販売するなど、創意工夫を行う。

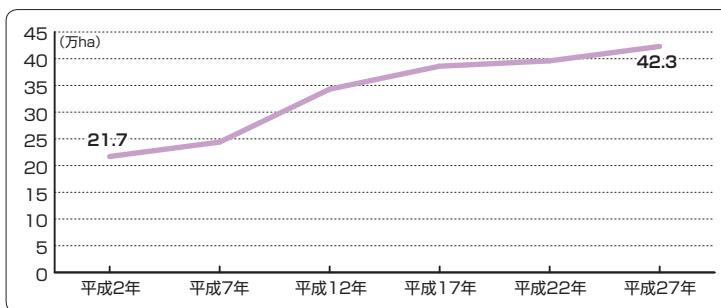
●JAと一緒にとなった取り組み

- 集落リーダーの発掘・人材育成に積極的に取り組み、集落営農の組織化・農業法人化を積極的に支援する。
- 耕作放棄地の所有者と交渉を行うなど、受け手となる担い手への農地集積を促す。
- 作業オペレーター組織を結成して作業受託し、情報を一括管理しながら、機械などの貸出や景観作物事業による耕作放棄地の減少に取り組む。

●行政に提案・要望すること

- 地域ごとに耕作放棄地を図解で示すなど、耕作放棄地の情報を整理・提供するとともに、遊休農地の斡旋を要望する。
- 耕作放棄地を利用した市民農園の開設や、運営にかかる諸経費の支援を要望する。
- 不法投棄に対し、罰則強化などの対応策の強化を要請する。
- 農地流動化に関わる農業委員会、農地中間管理機構などに対し、IT化などによる情報開示の迅速化や情報アクセスの簡易化を要望する。
- 国の政策の変更に基づく積極的な情報発信、とりわけ農地の受け手、出し手が農地中間管理機構を活用するメリットを明確に伝えることにより、担い手への農地集積を推進する。
- 農地の出し手や受け手、地域との対話を密にし、コーディネート機能を高め、事務手続きを円滑に進めるための、現場における実務担当者の充実を要請する。
- 「地域農業再生協議会」の体制整備と併せて、遊休農地の実態把握や解消対策について、地域や行政・農業関係団体などが一体的に取り組む体制整備を要望する。
- 担い手が少ない地域において、農地維持・耕作放棄地の減少のため、条件不利地を受託した場合の助成を新設することを要請する。

▶耕作放棄地面積の推移



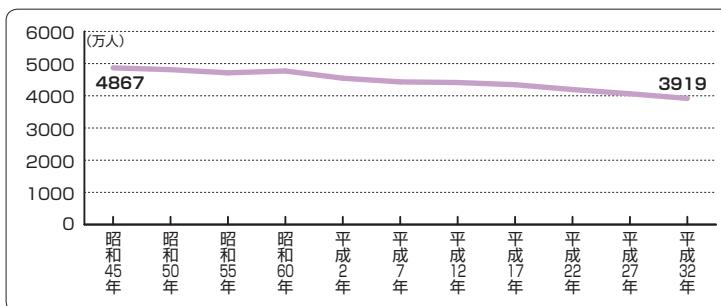
資料：農林水産省
「農林業センサス」

▶所有者不明農地(耕作放棄地となる恐れが高い)の現状

全農地 ▶ 約447万ha 相続未登記およびそのおそれのある農地 93.4万ha (全体の約2割) 農地中間管理機構への利用権設定利用事例 0.56ha

資料：農林水産省「相続未登記農地等の実態調査」および2017年11月21日付農業協同組合新聞

▶農村人口の推移と見通し



資料：農林水産省
「食料・農業・農村白書」

2 中山間地の農業について

課題

ISSUES

- 中山間地域においては、過疎の傾向も強く、農業が果たしている多面的機能の維持が困難な状態である。
- 中山間地の圃場は平場と比較して条件不利地が多く、離農・耕作放棄地の割合も増加している。しかし、河川の上流地域である中山間地農業の衰退は、治水や農業用水の供給等、下流地域の平場の農業へも悪影響を及ぼす可能性がある。
- 経営規模拡大による競争力強化を求められるが、遊休農地や山間部農地は作業効率の悪化につながることから、農地集積だけでは競争力強化にはつながらない。
- 農地が小規模に点在しているため、農地集積が進んでも、作業効率は上がらない。
- 中山間地の小作料設定について、作業効率や鳥獣害被害への対策などが考慮されていないケースがあり、引き受け手が決まらない。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

□中山間地のメリットを生かした農作物を生産し、中山間地特有のブランド化を目指し、収益向上を図る。

●JAと一緒にした取り組み

□人・農地プラン、地域営農ビジョンの取り組みを強化し、分散した農地や高齢化などによって発生する貸付・委託農地を地域の担い手に集積する取り組みを進めることにより、集落営農の充実を行う。

□地域における集落営農や法人化を進め、条件不利地ながらも経営改善の努力を行うことで、多面的機能の維持に向け水源などの管理を行う。

□グリーンツーリズムを取り入れて、地域の活性化を図る。

●行政に提案・要望すること

□人・農地プランの取り組みの強化・継続を行い、中山間地の農業および美しい農村の景観を保全するための仕組みづくりを要請する。

□生産性の高い農畜産物を開発するよう要請する。

□中山間地域の交通網の整備し、輸送コストの低減に向けた支援を要望する。

□国土保全の観点から中山間地を守る農業者の現状(人手不足等)を把握した上で、中山間地域等直接支払制度をさらに充実させるなど、中山間地でも農業や地域コミュニティを維持できるよう具体的な対応策を講じることを要請する。

3 鳥獣害対策について

課題

ISSUES

- 中山間地から都市部まで鳥獣害被害が深刻化しており、農業経営を圧迫している。
- 獣害が多く発生している地域では、休耕田などの不作付地が増加している。
- 獣害の出る地域でも小作料などは考慮されず、引き受け手が決まらない。
- 農家がイノシシなどに襲われる、交通事故の原因となるなど、日常生活に弊害が出ている。
- 狩猟免許の取得にかかる要件が厳しく、狩猟免許の更新、狩猟者登録にかかる費用負担も大きい。
- わな猟では、捕獲資材が高価で多額の費用がかかる上、見回りが大きな労力的負担となる。
- 個人の農地で柵やわなの設置を行っているが、周りと協力して取り組まないと、自分の農地は守れても、周りが生息地となってしまう。
- 狩猟した鳥獣は全てがジビエに利用されるわけではなく、殺処分した鳥獣を破棄する場所も限られており、処分に困る。
- 近隣住民の鳥獣害に対する理解がなく、対処が難しい場合がある。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 侵入防止の網や柵の設置による自己防衛の強化および講習会などを通じた鳥獣害被害の知識向上を図り、効率的な柵の設置や有効な助成制度などの情報共有を図る。
- 講習会などで学んだ知識や技術をもとに、集落を巻き込んだ鳥獣害対策に取り組む。
- 県下一斉強化月間を設け、被害を減らすための意識づけを図る。

●JAと一体となった取り組み

- 各鳥獣の生態に合った、効果的に安価な鳥獣害被害対策の資材を提供する。
- 見回り負担を分担するため、わなを仕掛けた本人だけでなく、周囲の農家、地域住民、JA職員、行政の担当者など地域が一体となって取り組む。
- 鳥獣害被害の講習会、鳥獣害アドバイザーや狩猟免許の資格取得に向けた研修会などを開催し、情報の共有、対策の強化を図る。
- JA職員にも狩猟免許取得を進め、生産者とともに捕獲対策に取り組む。
- 鳥獣害にかかる現場実態を把握するための地域の意見交換の場を設置する。

●行政に提案・要望すること

- 防除システムの研究および駆除の強化、殺処分やわなに対する規制緩和を要請する。
- 鳥獣害被害への補償の継続・拡充について要請する。
- 狩猟免許の要件緩和や猟期延長、免許取得に対する補助制度の確立と捕獲料増額を行い、経済的負担を軽減するよう要請する。
- 箱わなやくりわなの貸し借りや捕獲後の鳥獣の処理、廃棄場所の確保など、行政間での統一システムの考案を要請する。
- 行政が責任をもって、鳥獣害被害対策における技術人材育成を行うよう要請する。
- 「ジビエ」など、狩猟した鳥獣の有効利用への助成措置の拡充を要請する。

4 地産地消の取り組みについて

課題

ISSUES

- 環境への配慮として、フードマイレージの観点から、自県産農畜産物の消費を拡大する地産地消の取り組みを強化する必要がある。
- 地産地消を通じた県内消費について、地域住民へのPRなど、地域への関心を喚起する更なる取り組みが必要である。
- 地産地消の関心は高まってきているが、地元農産物を供給する体制の強化が必要である。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 地域の特産品の品質向上を目指す。
- 地域住民が農業を考えるきっかけづくりとして、マルシェや地域のイベントなどへ積極的に参加し、農業に関するPR資材も活用しながら、消費者との積極的な対話を実施する。
- 地元の農畜産物を積極的に購入する。

●JAと一体となった取り組み

- 安全はもとより、品質・食味向上を目指す地域の特産品、農畜産物ブランド(地域ブランド)のPR強化、イベント開催などの取り組みを強化する。
- JAとともに、ファーマーズマーケットや学校給食・スーパーとの連携を強化し、都道府県内での消費拡大を図る。
- 青年部独自のブランド、ギフト商品などの開発、販売を行う。
- 地場産農畜産物を使った料理をリーズナブルな価格で提供する農家レストランを経営する。
- JAと行政、商工会などとの連携により、地域の特性を生かした商品開発、またそれらを含む地元の農畜産品をふるさと納税返礼品などへの積極的な活用を提案する。

●行政に提案・要望すること

- 各地域の主力品目の良さをPRし、地産地消の推進強化を要望する。
- 県産農畜産物消費に対する優遇措置などの検討を要請する。
- 地場産農畜産物を使っている飲食店のPR強化を要望する。
- 地産地消の推進として、学校給食および公共機関の食堂などにおける地場産農畜産物の使用拡大を要望する。



基本的な考え方

- ▶ 農業はいのちをつなぐ食を提供するための重要な産業であることを、次代を担う子どもたちを中心に広く消費者に理解を求め、国産あるいは地元産の農畜産物への適正な価値を認めてもらう必要がある。
- ▶ 日本や地域の「食」と「農」を学習する機会を通じて、多面的機能を有する農業と伝統的な食文化の結びつきを感じ、国民が一体となって農業を応援する国づくりを目指す。
- ▶ 現代農業に不可欠な農業機械や農薬などの生産資材と、それらの使用に対する農作業安全や食品安全の取り組みについての知識を啓発し、日本農業の今の姿について正しく知ってもらう。

課題

ISSUES

- 食育基本法に基づく食育活動は「農」について学ぶ要素が少ない。
- 子供に対し教え手である大人の農業に関する知識や理解の不足が見られる。
- JA青年部単独では経済的、時間的、労力的な制約があり、取り組みの範囲に限界が見られる。
- 消費者サイドの教育が中心で、地産地消や食農教育を指導する立場となる生産者サイドの教育が少ない。
- 農業体験の多くは断片的な作業に限られ、実際の総合的な農業の理解につながらない。
- 小中学校での農業体験を行っているが、保護者参加型の取り組みが少ないため、行政・教育関係者・保護者と連携した更なる取り組みが必要である。
- 消費者、中間業者との接点が少ないと、生産者が農業のことを直接アピールできていない。
- 食べ物があるのが当たり前で野菜などの季節感、農業現場への理解が不足している。
- 食が豊かになった反面、食品ロスの問題が深刻化している。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 社会貢献活動の一環として、子どもたちに対し、地域で採れた農畜産物の提供などを通じて、食の大切さや食文化の素晴らしさを伝え、食農教育に触れる機会を増やす活動を積極的に展開する。
- 食農教育の対象を親世代にも広げ、農業にふれてもらうための「バケツ稻」のような入門編から現在の農業を正しく知ってもらうための農業機械などを用い、農業を理解してもらうための幅広い学習メニューを用意する。
- 消費者に対してSNSや動画などを活用し、農業の現状や食の大切さについて理解を深めてもらう活動を展開する。
- 地域農業の特色や地元の特産品、あるいは農業に立脚した伝統文化など、地元として誇るべき地域農業について次代を担う子どもたちに伝承する。
- 先進的な取り組みの事例を収集し、共有化を図り実践する。

□地元産農畜産物を使ったレシピ提案を通じ地域農業の特色を広める。

●JAと一緒にした取り組み

□JA青年部が中心となって行う食農教育活動に対し、次世代の地域農業に対する投資と位置付け、盟友への食農教育研修などを含めた支援を深めるとともに、職員と一緒にした活動を行う。

□JAの「食農教育担当部署」を明確にし、窓口機能を強化することで、活動の円滑化を図るほか、教員や地域住民、消費者がアクセスしやすい環境を整備する。

□教員が参加しやすい「農村ホームステイ」などの農業体験モデルを立案し、学校側に教員研修カリキュラムへの採用を要請する。

□地域住民を巻き込んだ食農教育、イベント、市民農園などの取り組みを通して、消費者との交流を深め、「農業」広くは「農」に対しての興味がより一層深まる活動を行う。

□子供たちに地域の旬の野菜を知ってもらうために食育カレンダーを作成・配布するなど、理解が深まる取り組みを行う。

●行政に提案・要望すること

□食育基本法および食育推進基本計画に対し、いのちの根源である「食」と「農林漁業」の学習について、教育や家庭に普及できる体制構築を要請する。

□学習指導要領や教員養成の過程などに「農業体験」などを採用し、食料を支える農業に対して理解の醸成と、わが国に「食農教育」が定着するような教育環境の整備を行う。

□都道府県および市町村行政は、農家と教育現場と家庭との連携やコーディネート機能を発揮し、地域の食農教育活動の活性化に向け、活動のバックアップ強化に努める。

□学校での食農教育の理解促進や学校給食などでの地場産農畜産物の利用促進につながる政策展開を要請する。

□食農教育の強化や農業振興に資するよう、ふるさと納税などを有効活用することを要望する。

□年間600万tになる食品ロスの問題について、売れ残った商品の対処法を義務づけるなど、生産者との対話のもと、国主導で食品業界や消費者意識を変革していくことを要望する。

□年間8万トンの主食用米の需要が減少していることをふまえ、国民全体を巻き込みながら消費拡大運動を積極的に実施するよう要請する。



08 食の安全確保対策

基本的な考え方

- ▶食品・産地偽装、残留農薬問題などにより、消費者の食に対する関心が高まっているため、食の安全に対する理解を浸透させる必要がある。
- ▶今後世界的な自由貿易などによる、輸入農畜産物および加工品の急増が見込まれるなか、国ごとに安全性の基準が異なり、食の安全確保が脅かされることが懸念されるため、防疫体制の強化が求められる。

課題

ISSUES

- 食品表示基準の一部改正により、すべての加工品に対して原料原産地表示が義務付けられこととなつたが、引き続き消費者へ正しい情報が伝わるよう表示義務を拡大し、食の安全確保をさらに前進させる必要がある。
- 空港や港湾を通じて海外の悪性伝染病や害虫が、国産農畜産物の安全性に大きな影響を与えるだけでなく生態系への悪影響が懸念される。
- 農薬を適正に使用した農産物は、人体には無害であることが消費者から理解されていない。
- 残留農薬問題や添加物、遺伝子組み換えなど、自由貿易は食の安全に関して大きな脅威となることが危惧されており、食の安全を保証する認証制度等について国民の理解が進んでいない。
- 自由貿易に対応していくためには、国内でも食の安全基準を確立し、国際認証の取得によって、国内・海外に向けて日本の食の安全性をアピールする必要がある。



●個人・JA青年部としての取り組み

- ドリフトなどの農薬使用時の注意点を学習し、圃場管理や農地周辺の清掃にも取り組む。
- 適正な農薬管理などによる安全な農畜産物を生産する。
- 消費者との接点を増やし、安全性を直接訴えることで、消費者との距離を縮める活動を行う。
- 盟友間で勉強会を行い、食の安全や国際認証について理解し、安全性の高い農産物を生産するとともに、消費者市場および量販へ正しく説明できるようにする。

●JAと一体となつた取り組み

- 農薬の適正使用の講習会を引き続き定期的に開催する。
- 生産者の顔の見える農作物の需要が高まっており、これに対応した販売を強化する。
- トレーサビリティを強化し、事故発生時の原因特定および迅速な回収体制を構築する。
- GAPやHACCPなどへの取り組みを通じて、食の安全確保に対する意識を強化する。
- JAが集荷・生産する農産品が今後国内外の販路を確立・拡大していくために、JAが団体としてのGAP認証やHACCP認証の取得を進める。

●行政に提案・要望すること

- 農薬の適正使用の指導および安全でコストを抑制できる農薬の登録拡大を要請するとともに、ジェネリック農薬の利用について多くの情報発信を要望する。
- 防疫体制の強化や対策の予算の確保について要望する。
- 消費者に原産国が分かるよう、外食産業における原料原産地表示の義務化を要請するとともに、輸入農産物にも栽培履歴や残留農薬の検査体制の厳格化を要望する。
- 國際認証制度に合致した国・県の認証制度の確立と、生産者への取得の奨励を要望する。



09

震災復興から飛躍へ

基本的な考え方

- ▶ 東日本大震災から7年が経過した今、補助事業などを生かし、今後の大規模集約化農業を見据え営農活動を再開している地域がある一方で、依然として避難を余儀なくされ、営農再開の基盤が遅々として進んでおらず、復興状況の二極化が進んでいる。
- ▶ 震災並びに原発事故の影響により、農家数の減少と若手担い手であった生産者が地域に戻ることができないばかりか、高齢化による離農も進んでおり、耕作放棄地が増える一方である。
- ▶ 原発事故の発生以降、未だに農産物の出荷制限品目があるなか、放射性物質対策として作物毎にモニタリング調査を行い国の安全基準を満たしているが、情報が少ないため食に対する不安を拭いきれず、国内・国外で風評被害が継続している。
- ▶ 東日本大震災に伴う原発事故により、原子力発電は安全性に問題があることが証明された。
- ▶ さらに、平成28年4月に熊本震災が発生するなど、営農活動に大きな障害となる震災が多発していることから、災害発生時およびその後の支援体制の整備が事前に必要となる。

課題

ISSUES

- 時間の経過とともに震災が風化し、地域・農業振興を遅らせる要因になっている。
- 原発事故による営農再開が遅々として進まず、震災前に農家であった若手担い手が戻ることができず、地域そのものが高齢化とそれに伴い離農者が進み、耕作放棄地が拡大している。
- 時間の経過とともに被災地のニーズも変わっているが、被災地の方々がどのような支援を望んでいるかなど、タイムリーな情報を把握できていない。
- 放射性物質に関して正しく理解されていないため、被災地の農畜産物に対する風評被害が今もなお存在し、販売価格の低迷が長期化している。
- 放射能検査においては、作物毎の検査を実施し、国の安全基準を満たしており、米については全量全袋検査を実施していることが、国民及び消費者に情報が十分伝わっていない。
- 原発事故によって汚染された稻わら、牧草なども未だに処理されずに残っており、地域によつては現在も自宅等に一時保管を強いられている。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- 農畜産物の風評被害の払拭や再生可能エネルギーの活用に向けた研修会を開催するなど、盟友自らが安全性を消費者に伝えられるよう知識を養う。
- JA青年部間での情報交換や交流企画を密に行い、お互いの悩みや課題の共有、解決方法を模索し、営農の再開、充実に向けた士気を高める。
- 会議やイベントなどの青年部活動を被災地で行うとともに被災地の方々と交流も行い、震災並びに復興に向けた活動を風化させない。

●JAと一体となった取り組み

- 農地整備や基盤整備の強化に加えて、今後の農業ビジョンづくりを行う。

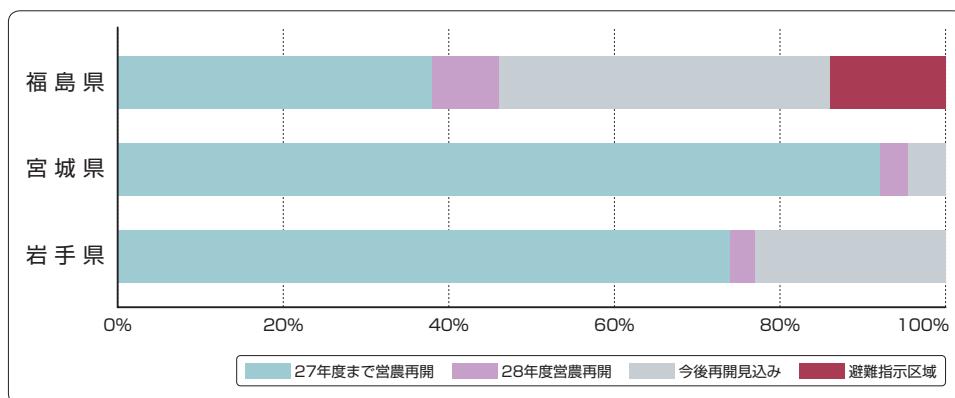
- 復興状況および放射性物質の正確な情報提供を消費者に定期的に行う。
- 会議・研修・イベントを被災地で行うなど、現地の経済活動の支援やタイムリーな状況の把握をしつつ、震災並びに復興活動が風化しない取り組みを継続的に行う。
- 行政とも連携しながら、災害発生時を想定して、どの地区にどれくらいの支援物資が必要かを整理し、関係機関と情報共有を行う。

●行政に提案・要望すること

- 被災農地の圃場整備事業、除塩・除染事業を各行政が連携し、早急に進めるよう要請する。
- 水路などの簡易な補修、除草作業および地力が戻らない被災農地に対して、予算措置などの長期的な支援を徹底するよう要望する。
- 震災で被害を受けた農地・農業用水利施設などを早期に国や自治体が復旧するよう要望する。
- 風評被害払拭に向け、被災地の農産物が国の定めた安全基準を満たしているという根拠のもとに安全性をアピールするよう求める。
- 汚染稻わら・牧草などの処分場や保管場所については、我々農業者や地域住民の意見を聞き、今後の営農や暮らしへの影響が出ないよう、一刻も早く処分方法を決定し、適正処分することを要望する。
- 地域の特性や現場の声を反映させた再生可能エネルギーを推進することを要望する。
- 輸入規制国に対し、日本産の安全性を訴え、規制緩和に向けた積極的な活動を要望する。

▶農地の復旧状況※農地転用除く

※東北農政局調べ



基本的な考え方

- ▶ 農業者の高齢化、後継者不足が叫ばれ、青年部盟友数は減少の一途をたどっているが、若手農業者同士の「交流の場」「意見発信の場」としての青年部活動の役割は、日に日に大きくなっている。
- ▶ 少子高齢化のなかであっても、地域・文化を守りながら、豊かな社会を築き、次世代に引き継いでいく必要がある。
- ▶ ポリシーブックを基軸にした活動を推進することによって組織数・盟友数の拡大を図りながら、青年部盟友の英知と行動力の結集、仲間との相互研鑽、次代を担うリーダー育成を通じて、青年組織のさらなる飛躍を目指す。

課題

ISSUES

- 人口減少、少子高齢化等により盟友数の減少が進んでいる。
- JA青年部活動の魅力や意義を伝えきれていないため、加入に躊躇する若い農業者が地域にいる。
- 今後の経営参画に向け、協同組合へのより深い理解が求められている。
- 未加入の若手農業者に関する情報を得るためにには、行政や関係団体と連携して取り組む必要がある。
- JA合併による活動拠点の減少により、結集力が低下し、青年部盟友としての意識の希薄化を招いている。

解決策

SOLUTION

●個人・JA青年部としての取り組み

- ポリシーブックの活用などにより、個人及び組織全体が具体的な目標を明確にし、目標達成のための活動を充実させ、魅力ある青年部活動を創造、実践する。
- 休会や未加入組織、兼業農家、女性農業者、4Hクラブとのコミュニケーションの場を設置する。
- 農業だけでなく、商・工業関連の青年組織との交流を積極的に開催する。
- ブロック青年大会やJA全国青年大会、ポリシーブック研修会などへ積極的に参加する。
- 青年部活動に参加していない盟友に対し、活動内容のPRや交流会への参加を促し、共に活動することの楽しさを知ってもらう。
- 盟友数が増加している他のJA青年組織の取り組みを学ぶ。
- 生産部会や連合会との学習会の設置など、青年部盟友だから得られるメリットを享受できるような活動を展開する。
- 組織強化を図るために、盟友同士の交流、また未組織JAへの情報提供や一部県青協活動への参加・協力を呼びかけるなど、連絡・調整を綿密に行う。
- 未組織JAの組織構築を促す。県域組織未加入組織へ加入を促す等の働きかけを行いつつ、若手同士の交流を通じて青年部活動のメリットを伝える。
- JA合併等の中でも活発な青年部活動が行われるよう、状況に対応して柔軟な組織改革を行う。

●JAと一体となった取り組み

- JA役職員などとの意見交換を通じて、協同組合についての理解を深める。
- 県域組織未加盟JAに対する県域青年組織の活動の情報提供や懇談会を定期的に行うこと で、加盟を呼び掛ける。
- 青年組織のないJA、県域組織未加盟JAに都道府県中央会と県域青年組織が連携して出向 き、青年組織の結成、県域組織への加盟に向けた推進を行う。
- 将来の農業者がいる関係学校・教育機関に対し、現場研修・訪問授業などを実施する。
- JA青年部活動について、JA広報誌やメディア、SNSなどをを利用して広く周知する。
- 都道府県域において、JAの事務局を集めた研修会を開催する。
- JAにおける青年部組織の位置づけを明確にし、青年部活動の活性化に向け、JAの営農部 署以外の職員も事務局を担当するなど、事務局体制の整備を行う。

●行政に提案・要望すること

- 新規就農者情報を共有し、青年部主催の学習会などへの参加呼びかけによる交流や青年部 加入の勧誘の実施を提案する。
- 新規就農支援や後継者対策など、若手農業者の増加につながる政策を要望する。



JA全青協の概要

全国農協青年組織協議会(略称：JA全青協)は、46都道府県のJA青年組織を会員とし、農業をよりどころとして豊かな地域社会を築くことを目的に、昭和29年(1954年)に設立された全国組織です。

おおむね20歳から45歳までの、日本の農業を担う青年層を中心となっており、全国で約6万人の構成員(盟友)がいます。

JA青年組織綱領※に基づき、わが国の国民に対して責任ある農業者として、国民との相互理解に基づく政策提言や食農教育、地域リーダーの育成などの活動を行っています。

※裏表紙参照



JA全青協(全国農協青年組織協議会)

ホームページ

<http://www.ja-youth.jp/>

Facebook

<https://www.facebook.com/ja.seinen>



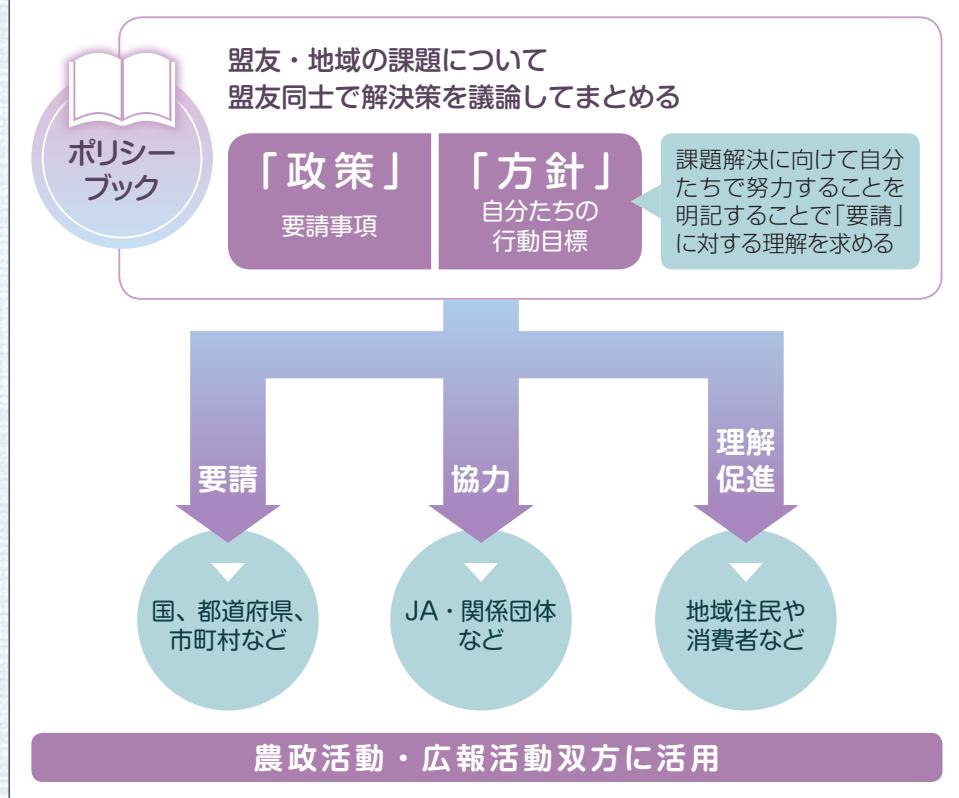
ポリシーブックとは？

JA全青協では、平成23年度より「ポリシーブック」の作成を開始しました。ポリシーブックを一言で表すと「JA青年部の政策・方針集」となりますが、その作成にあたっては現在の政策を出発点とするのではなく、JA青年部の盟友一人ひとりが営農や地域活動をしていくうえで抱えている課題や疑問点について、盟友同士で解決策を検討してとりまとめている点が特徴です。

また、そこには政策として要請することだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことが明記されています。つまり、「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策提案」の両方を備えたものがJA青年部の「ポリシーブック」となります。

JA全青協では平成22年度に北海道で先行取り組みを行い、平成23年度より全国的に「ポリシーブック」の作成に着手しています。平成24年度には、ポリシーブックの先進地である米国視察を行い、さらなる取り組みの強化に向けて全国の若手農業者が一体となって努力しています。

ポリシーブックの概要



■ 行動目標としてのポリシーブック

ポリシーブックには、課題の解決策を政策として提言するだけでなく、まず自分たちで解決に向けて取り組むことを明記しています。

農業に関する要請を行うと、「また、農業団体が補助金欲しさに要請活動をしてるぞ」などといふいわれなき批判をされることがしばしばありますが、課題解決に向けてまず自分たちが努力をしていくことで、わが国の責任ある農業者として、地域住民や消費者なども含めた幅広い関係者に理解を求めていきます。

■ 政策提案としてのポリシーブック

食料・農業・地域社会をとりまく状況が日々変わるなか、農業経営に大きく関わる課題について、与野党を二分するような議論となることが今後も想定されます。そうしたなかで、われわれ若手農業者の思いを対話を通じて伝えていくという、議員への働きかけによる農政運動の取り組みがより重要となります。

将来の日本農業を担う若手農業者が安定した農業経営を行うためには、農業政策の基本となる部分が制度的に安定していることが重要であり、政争の具とされることが、あってはなりません。

そのためには、農業者の立場から農業政策について自らの考えを持ち、全国の現場の声を積み上げ、その政策を支持する国会議員を応援していくことが、長期的な視点で農業政策に自分たちの意見を反映させ、かつ安定した制度を築くために必要な取り組みと考えています。

ポリシーブックの取り組みの流れ

▶ Plan

議論を深め、課題を共有しよう

- 自分たちの想いはどこにあるのか

▶ Do

計画を実行しよう

- 自分たちで行うと決めたことを確實に行なうことが地域からの信頼を得るために条件
- 要請を各方面に行い、JA青年部の政策を実現してくれる味方を多く作る

▶ Check

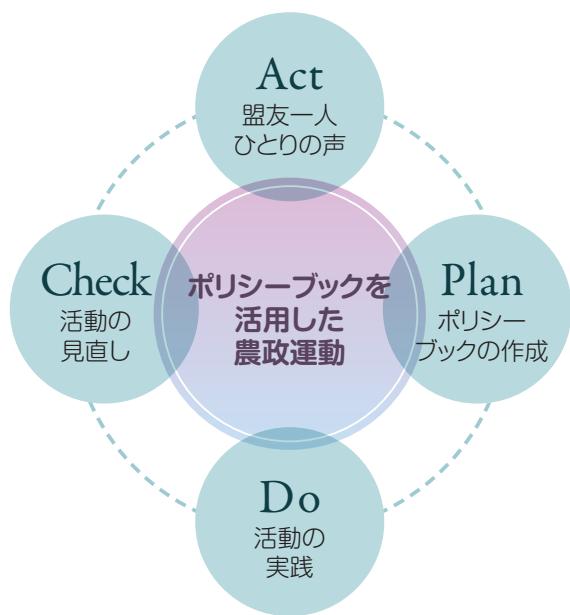
確認をしなければ進歩はない

- 自分たちで行ったことが、当初の目的を達成できているか確認しよう
- 要請した内容が反映されているか確認をしよう

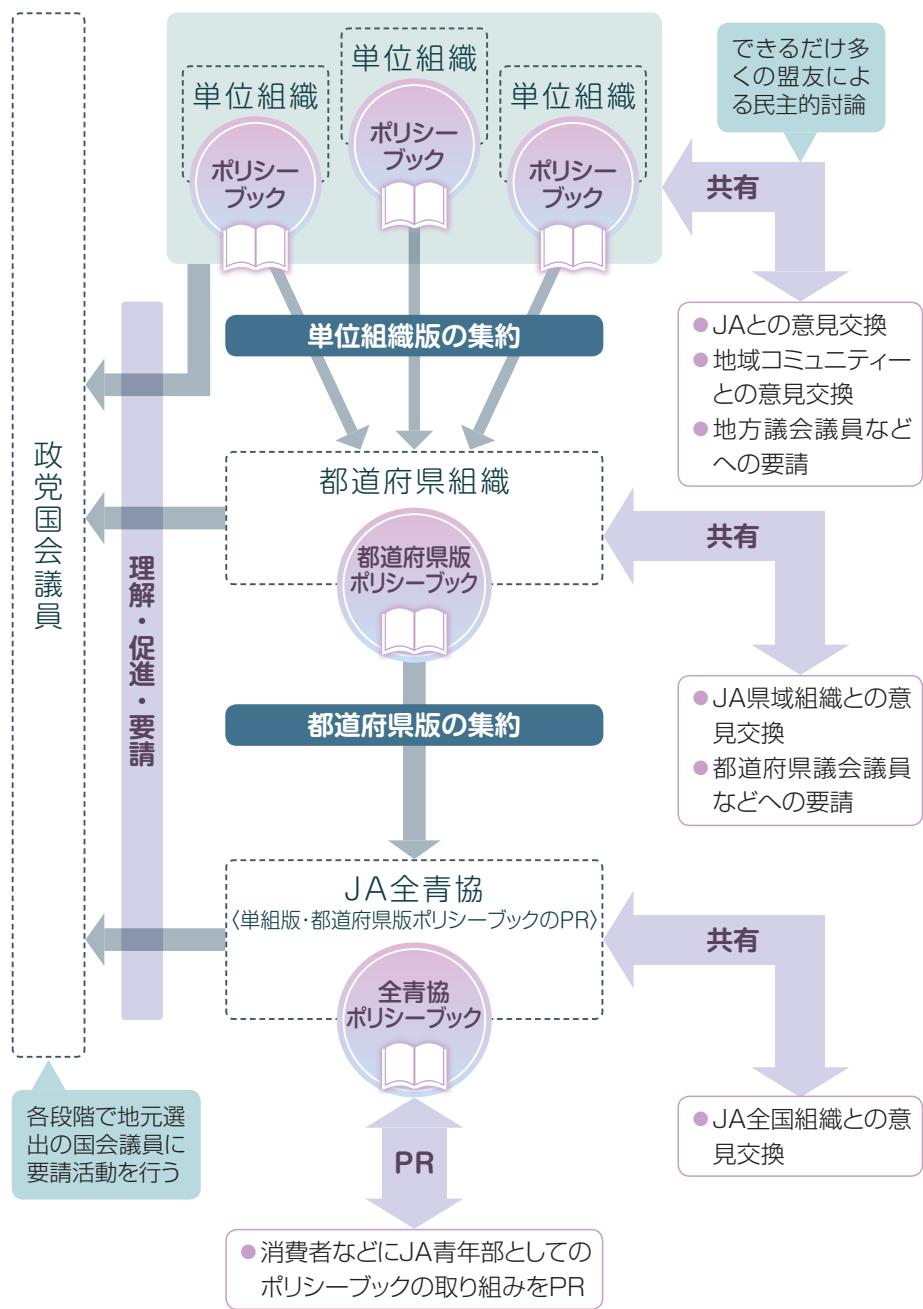
▶ Act

随時活動を見直そう

- 活動を行いながら必要な修正を随時行おう
- 大きな修正は翌年のポリシーブックに反映させていこう



ポリシーブック作成・活用の流れ



ポリシーブック作成や意見交換プロセスが組織強化や活性化につながる



M E M O



平成30年度JA都道府県青年組織一覧表

平成30年4月

| 都道府県 | 組織名 | JA数 | 組織数 | 盟友数 |
|------|------------------|-----|-----|--------|
| 北海道 | 北海道農協青年部協議会 | 108 | 107 | 6,977 |
| 青森 | 青森県農協青年部協議会 | 10 | 9 | 1,305 |
| 岩手 | 岩手県農協青年組織協議会 | 7 | 7 | 1,572 |
| 宮城 | 宮城県農協青年連盟 | 14 | 12 | 1,829 |
| 秋田 | 秋田県農業協同組合青年部協議会 | 14 | 15 | 1,692 |
| 山形 | 山形県農業協同組合青年組織協議会 | 15 | 14 | 1,862 |
| 福島 | 福島県農業協同組合青年連盟 | 5 | 5 | 2,057 |
| 茨城 | 茨城県農業協同組合青年連盟 | 20 | 6 | 382 |
| 栃木 | 栃木県農協青年部連盟 | 10 | 7 | 1,488 |
| 群馬 | 群馬県農協青年部組織協議会 | 15 | 12 | 1,080 |
| 埼玉 | 埼玉県農協青年部協議会 | 16 | 12 | 1,057 |
| 千葉 | 千葉県農協青年部協議会 | 19 | 7 | 754 |
| 東京 | JA東京青壮年組織協議会 | 14 | 13 | 1,932 |
| 神奈川 | 神奈川県農協青壮年部協議会 | 13 | 12 | 1,569 |
| 山梨 | | 11 | | |
| 長野 | 長野県農業協同組合青年部協議会 | 16 | 8 | 1,190 |
| 新潟 | 新潟県農協青年連盟 | 24 | 11 | 1,975 |
| 富山 | JA富山県青壮年組織協議会 | 15 | 15 | 2,421 |
| 石川 | 石川県農協青壮年部協議会 | 17 | 10 | 1,125 |
| 福井 | 福井県農協青壮年部協議会 | 12 | 8 | 1,874 |
| 岐阜 | 岐阜県農協青年部連絡協議会 | 7 | 5 | 582 |
| 静岡 | 静岡県農業協同組合青壮年連盟 | 17 | 17 | 1,721 |
| 愛知 | 愛知県農協青年組織協議会 | 20 | 17 | 978 |
| 三重 | JA三重青年部 | 11 | 3 | 69 |
| 滋賀 | 滋賀県農協青壮年部協議会 | 16 | 3 | 58 |
| 京都 | 京都府農協青壮年組織協議会 | 5 | 4 | 488 |
| 大阪 | 大阪府農協青壮年組織協議会 | 14 | 2 | 232 |
| 兵庫 | 兵庫県農協青壮年部協議会 | 14 | 5 | 164 |
| 奈良 | JAならけん青壮年部 | 1 | 1 | 239 |
| 和歌山 | 和歌山県農協青年部協議会 | 8 | 6 | 439 |
| 鳥取 | 鳥取県農協青壮年連盟 | 3 | 3 | 410 |
| 島根 | 島根県農協青年組織協議会 | 1 | 10 | 720 |
| 岡山 | JA岡山県青壮年部協議会 | 9 | 2 | 185 |
| 広島 | 広島県農業協同組合青壮年連盟 | 13 | 8 | 599 |
| 山口 | 山口県農協青壮年組織協議会 | 12 | 7 | 762 |
| 徳島 | 徳島県農協青壮年組織協議会 | 15 | 9 | 665 |
| 香川 | 香川県農業協同組合青壮年部 | 1 | 1 | 635 |
| 愛媛 | 愛媛県農協青壮年連盟 | 12 | 9 | 1,775 |
| 高知 | 高知県農協青壮年連盟 | 15 | 13 | 1,670 |
| 福岡 | 福岡県農協青年部協議会 | 20 | 18 | 1,905 |
| 佐賀 | 佐賀県農協青年部協議会 | 4 | 9 | 2,013 |
| 長崎 | 長崎県農協青年部協議会 | 7 | 7 | 1,272 |
| 熊本 | 熊本県農協青壮年部協議会 | 14 | 13 | 3,158 |
| 大分 | 大分県農協青年組織協議会 | 5 | 3 | 57 |
| 宮崎 | 宮崎県農協青年組織協議会 | 13 | 13 | 1,649 |
| 鹿児島 | 鹿児島県農協青壮年組織協議会 | 13 | 11 | 835 |
| 沖縄 | JAおきなわ青壮年部 | 1 | 1 | 633 |
| 全 国 | 全国農協青年組織協議会 | 646 | 490 | 58,054 |

※JA数・組織・盟友数は平成30年4月1日現在

JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のこと取り組む。

1.われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1.われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1.われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1.われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を見出す場をつくり、相互研鑽を図る。

1.われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈)本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。



全国農協青年組織協議会